

*85 *84 *83

来』福村書店、一九四〇年、二九二頁でも同様に述べている。
前掲『教育勅語成立過程の研究』二八九頁。
前掲『教育勅語成立史の研究』三六四頁。
前掲、沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』一九一頁。

第三章 教育勅語の下賜後

第一節 井上毅が目指した日本の将来——教育勅語と教育政策の共通点から——

本章では、教育勅語が下賜された後の明治時代について考えたい。第一節で、教育勅語と井上毅の文部大臣期（明治二六年三月七日～明治二七年八月二十九日）の政策との共通点を探り、そこから彼が目指していた日本の将来像を明らかにし、第二節で、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論の傾向を明らかにすることを試みる。

教育勅語の下賜から約二年半後の明治二六（一八九三）年三月七日、枢密顧問官であった井上は、第二次伊藤博文内閣において文部大臣に就任した¹。井上の教育政策と、それに関わる彼の思想については、海後宗臣編『井上毅の教育政策』（東京大学出版会、一九六八年）、本山幸彦「井上毅の教育思想」（日本思想史懇話会編『季刊日本思想史』第七号、ペリカン社、一九七八年）、藤原保利「教育と明治国家——井上毅の教育観・学問観の分析を通して——」（日本大学教育学会機関誌編集委員会編『教育学雑誌』第一四号、日本大学教育学会、一九八〇年）、野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房、一九九四年）、同『文部大臣井上毅における明治国民教育観』（風間書房、二〇〇一年）、祝淑春「井上毅の国体実用教育思想」（国学院大学総合企画部編『国学院雑誌』第一〇五巻第三号、国学院大学総合企画部、二〇〇四年）などで考察されている。

しかし、これらの研究では、教育勅語と井上の教育政策が総合的に捉えられておらず、教育勅語と井上の思想、あるいは井上の政策と思想というように、別々に考察されている。したがって、本節では、まず、教育勅語と井上の政策との共通点を探り、そこから彼が日本の将来をどのようにしようとしていたのかを明らかにしたい。

初めに、井上の政策の数について確認しておく、「文部大臣 井上毅」に向けて出された法律は一つ（明治二七年法律第二一号）、勅令は三〇（明治二六年勅令第一〇号、第二二号、第三三～三四号、第五九号、第六二号、第八二～九〇号、第九三～九六号、第一〇四号、第一三二号、第一四四号、第一九三号、第二〇八号、第二二六号、第二六〇号、明治二七年

勅令第二五〇二六号、第七五号、第一四一号)あり、「文部大臣 井上毅」の名で出された文部省令は三八(明治二六年文部省令第一〇一六号、明治二七年文部省令第一〇二二二号)、文部省訓令は二〇(明治二六年文部省訓令第一〇一四号、明治二七年文部省訓令第一〇六号)ある*2。

そして、教育勅語と井上の政策との共通点として、次の四つが考えられる。一つ目は教育の普及である。これは他の三つの前提にもなっている。二つ目は国体の重視である。一般的に、当時の「国体」とは、天照大神以降、代々続く天皇を現人神とする日本の国柄のことであるが、本節では、井上は愛国心や日本の歴史・言語・文化なども含めて、「国体」を重視していたと見る。三つ目は実業教育(実業に関する専門的な教育)の重視。四つ目は健康の重視である。

まず、教育の普及についてであるが、教育勅語には、「学ヲ脩メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ」とある*3。この部分は、国民に就学を促している、と解釈することができる。

その後、井上は文部大臣になると、教育を普及させること、特に小学校への就学率を上げることに力を入れた。その事例を、ここでは三つ挙げておきたい。一つ目は、明治二六年五月一八日に、市町村立尋常小学校の授業料について勅令が公布されたことである(勅令第三四号)。市町村や尋常小学校に経済的余裕がある場合、その「尋常小学校ニ就スル全員又ハ或学級ノ児童ノ授業料ヲ徴収セサルコト」が可能になった*4。

二つ目は、女子の小学校への就学を奨励したことである。同年七月二二日、井上は北海道庁と各府県へ次のような訓令を出した(文部省訓令第八号)。

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ現在学齡児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其ノ中女子ハ僅ニ二十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其ノ教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス*5

三つ目は、貧困などの事情のある児童に対して、小学校を卒業しやすくしたことである。明治二十七年一月二二日、「貧窮又ハ其ノ他ノ事情ノ為ニ小学校令ノ規定ニ依リ就学ノ免除ヲ得タル児童ニシテ夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ於テ近易ナル方法ニ依リ相当ノ教育ヲ受ケタル者ニハ其ノ望ニ依リ尋常小学校ニ於テ試験ノ上其ノ課程ニ照シ相当ノ証明書又ハ卒業証書ヲ与ヘシムルノ方法ヲ設クル」ように、井上は北海道庁と各府県へ訓令を出した（文部省訓令第一号）^{*6}。

井上は右の法令に関わることを、大臣就任直後からしばしば述べている。例えば、明治二十六年四月一日、彼は西村正太郎（開発社の社長）、日下部三之介（東京教育社の社長）らを官邸に招いて^{*7}、「小学校教育費の国庫支弁は、余も実に是れに賛成す、……小学教育費国庫支弁の大主眼は、貧困にして教育を受くる能はさるものを教育するにあらむ」と語っている^{*8}。

また、明治二十六年七月一日、井上は大日本教育会第一〇回総集会で演説し、教育を普及させるためには、次の三つのことが必要であると説いている^{*9}。一つ目は、国や市町村が教育にかかる費用を「国家又ハ地方経済ノ事情ノ許ス限り」捻出することによって、「児童ノ教育ノ為ニ父兄ノ困難ヲ感セシメサルヤウニ」、「授業料ヲ減スル事」や「教科書ヲ低廉ニスル事」である。二つ目は、「女子ノ就学ヲ奨励スル為ニ、小学校ニ裁縫科ヲ加フル」こと。三つ目は、「貧民教育ノ有志者ノ企ヲ助ケテ、夜学校或ハ半日学校、或ハ日曜学校ノ類」を保護することである。

なお、井上は官立も公立も私立も分け隔てなく、同じ「学校」として考えていた。彼は先の西村らとの談話において、「文部省は官公立学校の為めに設けられたるものにあらず、而して余は文部大臣たり、其の眼中豈に官公私立の別あるあらんや」と語っている^{*10}。

それでは、なぜ井上は教育を普及させようとしたのであろうか。これについて、彼は明治二十七年四月九日に京都教育会で次のように演説している。

一体、諸君と予て普通教育の普及を計るは何故かと云ふに、第一、君徳を仰ぎ、至尊陛下の教育上に寄せさせ給ふ大御心を奉体し、之れか普及を計るは我々の責任たるに在り、第二、何故に教育の普及を計るかと云ふに、国を強うなさんか為めなり、……四千万の同胞をして日本を尊ひ、日本を愛し、事あるの日に当りては、帝室の御為めには生命をも財産をも犠牲に供する覚悟ある忠君愛国の人民たらしめる可からず*¹¹、

つまり、井上が教育を普及させようとした理由は二つある。一つは、「至尊陛下の教育上に寄せさせ給ふ大御心」、すなわ

〈表二〉

計	女子	男子	
3,748.93% 7,195,412人中	1,306.713% 3,429,428人中	2,376.514% 4,530,199人中	明治二三年
4,758.73% 2,263,590人中	1,380.59% 3,407,703人中	2,382.76% 8,824,155人中	明治二六年
4,761.72% 5,320,191人中	1,504.07% 3,412,842人中	3,307.14% 7,014,233人中	明治二七年

ち、教育勅語を賜わった者として、教育を普及させる責任を感じていたから。もう一つは、「忠君愛国の人民」を育てることによって、国を強くするためである。

しかし、明治二六年当時、男子の四分の一、女子の六割は小学校に就学していなかった。教育勅語が下賜された明治二三年と、井上が文部大臣であった明治二六く二七年の、小学校への就学率は〈表二〉の通りである*¹²。マスの右側から、就学義務のある子供の数、就学者数、就学率である。

明治五年に「学制」が公布されてから二〇年近く経っても、就学率は男女平均で六割であり、特に女子において低かった。そのため、井上は小学校に女子のための裁縫科を設けることや、授業料・教科書代を安くすることに努めたのである。

それでは、次に、教育勅語と井上の教育政策との二つ目の共通点——国体の重視——について考えていきたい。

井上は教育勅語、すなわち、教育に関する天皇の言葉を元田永孚らと起草した。そして、その勅語（完成形）には、「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」（傍点引用者）^{*13}とある。

その後、井上は文部大臣になると、明治二七年三月一日、「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正して（文部省令第七号）、「国語及漢文」「地理」「歴史」の一週間当たりの授業時間を全体的に増やした（第三学年の地理・歴史を除く）^{*14}。改正前（明治一九年六月二二日、文部省令第一四号として公布）と改正後の授業時間（／週）の違いは^{*15}、〈表三〉の通りである。

上段が改正前、下段が改正後の時間である。地理と歴史については、改正前は一科目ごと（上が地理・下が歴史）、改正後は二科目合計の授業時間である。なお、学習内容については、国語及漢文は「漢字交リ文及漢文ノ講読書取作文」、地理は

〈表三〉

学年	国語及漢文	地理・歴史
一年	5 ↓ 7	1・1 ↓ 3
二年	5 ↓ 7	2・1 ↓ 3
三年	5 ↓ 7	2・2 ↓ 3
四年	3 ↓ 7	1・1 ↓ 3
五年	2 ↓ 7	0・2 ↓ 4

「地文及政治地理」、歴史は「日本及外国ノ歴史」と定められた^{*16}。

井上は右の改正の構想を、かなり前から練っていたと思われる。なぜなら、彼は以前から、歴史や国語・漢文は国家にとって重要で

ある、としばしば述べているからである。例えば、井上は明治一二年九月に起草した「教育議」で、「唯タ政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史文学慣習言語ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ、之ヲ混乱シ及ヒ之ヲ残破スルコトアルヘカラス」と述べている^{*17}。また、彼は明治一四年一月七日付の「十四年 進大臣」では、「忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ、未タ漢学ヨリ切ナル者ハアラス」と述べている^{*18}。

ただし、井上は、漢文はあくまで補助的なものであり、国語・国文を中心としなければならぬと考えていた。確かに、彼は、「支那の経学（近時の語にて哲学）は、道德の為に必要なり。……支那の文字は、国語の材料として必要なり」^{*19}、「漢文ハ国文ニ取ツテノ良友デアル、決シテ反対ノ敵テナイ」と見ている^{*20}。だが、「今日国文ヲ發達サセヤウト云フ為ニハ、国文ヲ主トシテ、漢字漢文ヲ客トスルコトヲ主義トセネバナラス」と考えていた^{*21}。

そして、井上は明治二一年一月二日、皇典講究所での「国典講究ニ関スル演説」で、「国の歴史と国語を教ふると云ふことは、人民に愛国心をふきこむために随一の必要」なことであると述べ、さらに、愛国心は「国を護る」ため、「国の独立を保つ為め」に必要である、と次のように語っている。

凡そ人民が集まって国を為す以上ハ、従て其の国を護ることの必要がある、人民が自ら其国を護ることは、人民が其の国を愛するより生ずる所の結果である、人民愛国の心は、総て普通の国民教育によつて生成發達するもので有る、故に是れまた海の東西を問はず、何れの国を於ても国の独立を保つ為めには、国民教育を第一の貴重なるものとしなければならぬ、国民教育の材料は、一つには普通教育の生徒に向つて本国の歴史を教ふること、二つには国語を教ふること、
……

若し反対に於て一つの国の人民の愛国心を磨滅せしめむとせば、其国の人民に国の歴史を読むことを妨げ、及び本国の国語を忘れしむる為めに、他の国語を教へ込むと云ふことが至つて巧みなる策略である、露西亞が中央亞細亞の人民を手につけるには、則ち此の策略を用ひてある、此の反対の点より觀察すれば、国の歴史と国語を教ふると云ふことは、

人民に愛国心をふきこむために随一の必要と云ふことが明瞭いたすで有りませう。^{*22}

さらに、井上は「皇典講究所員ニ対スル口話筆記」（明治二六年六月）で、「国ノ歴史国語国文ヲ教科ノ中ニ重キモノニシテ国民ノ特性ヲ養フト云フコトガ必要ト思フ」と述べている。^{*23} また、彼は「船越氏塙国スタイン博士の説話を録したる国粹論を読みて」（明治二六年頃）でも、「一国民は必一国民の特性あり国民固有の特性を保存し愛国心を固くするは教育の基礎にして文明進歩の諸般の科学は其の堂構なり国民固有の特性を養ふ為の要件は国語と国の歴史とを貴重することにあることをスタイン博士の言挙げせるは吾人の心を得たるものなり」と述べている。^{*24}

野口は、井上の『国体』研究に決定的な影響を与えているのが、日本の古典文学ならびに、古代法制についての造詣の深い小中村清矩と小中村（池辺）義象である」と指摘し^{*25}、清矩と井上は、明治一二年頃にはすでに密接な関係があったと見ている。^{*26}

本節では、義象より清矩の方が、井上へ大きな影響を与えたと考える。義象は「東京大学古典講習科」に在籍中の「明治十八年の秋」に、むしろ井上から、「歴史法制は国の大本なれば心を入れてまなへよ」と説かれている。^{*27} そして、井上が文部大臣であった頃（一八九三〜一八九四年）、文政四（一八二二）年生まれ清矩が七〇代前半のベテラン国学者であったのに対して、^{*28} 文久元（一八六一）年生まれの義象はまだ三〇代前半であった。^{*29}

それから、井上は歴史・国語教育に限らない、教育と国体の関係についても、しばしば語っている。例えば、森有礼が文部大臣であった明治二〇年夏、井上は「相談に与つて森子の為に」起草した「閣議案」で^{*30}、「人民護国ノ精神、忠武恭順ノ風」は「一國富強ノ基ヲ成ス」ものであり、国民の「忠君愛国ノ氣」が「一國ノ文明」を進めたり、「富源ヲ開發」したり、「国運ノ進歩ヲ迅速」にしたりすると指摘し、日本が国際社会で独立するためには、「国民ノ志氣ヲ培養發達スル」ことを教育の目的としなければならない、と次のように述べている。

今夫国ノ品位ヲシテ進ンテ列国ノ際ニ対立シ、以テ永遠ノ偉業ヲ固クセント欲セハ、国民ノ志氣ヲ培養發達スルヲ以テ、其根本ト為サ、ルコトヲ得ス、此レ乃チ教育一定ノ準的ニ非ス乎、……人民護国ノ精神、忠武恭順ノ風ハ、亦祖宗以来ノ漸磨陶養スル所、未タ地ニ墮ルニ至ラス、此レ乃チ一國富強ノ基ヲ成ス、為ニ無二ノ資本至大ノ宝源ニシテ、以テ人民ノ品性ヲ進メ、教育ノ準的ヲ達スルニ於テ、他ニ求ムルコトヲ仮ラサルヘキ者ナリ、蓋国民ヲシテ忠君愛国ノ氣ニ篤ク、……学ヲカメ、智ヲ研キ、一國ノ文明ヲ進ムル者、此ノ氣力ナリ、生産ニ勞動シテ富源ヲ開發スル者此ノ氣力ナリ、凡ソ万般ノ障碍ヲ芟除シテ、国運ノ進歩ヲ迅速ナラシムル者、總テ皆此ノ氣力ニ倚ラサルハナシ^{*31}、

また、井上は山県有朋の「軍備意見」（明治二三年三月）も起草した。その完成形では、「国ノ独立ヲ完全ニスル為ニ必要ノ条件」として^{*32}、教育が「外交及兵備」と共に挙げられ^{*33}、国民に「愛国ノ念」を持たせることは、教育によってのみ可能であるが、もしそれができなければ、その国は「一日モ自ラ存スルコト」ができない、と次のように述べられている。

国ノ強弱ハ国民忠愛ノ風氣之カ元質タラスンハアラス、国民父母ノ邦ヲ愛恋シ、死ヲ以テ自守ルノ念ナカリセハ、公私ノ法律アリト雖、国以テ一日モ自ラ存スルコト能ハサルヘシ、
国民愛国ノ念ハ、独教育ノ力以テ之ヲ養成保持スルコトヲ得ヘシ、歐洲各国ヲ觀ルニ、普通教育ニ依リ、其ノ国語ト、其ノ国ノ歴史ト、及他ノ教科ノ方法ニ從ヒ、愛国ノ念ヲ智能發達ノ初期ニ薰陶シ、油然トシテ發生シ、以テ第二ノ天性ヲ成サシム^{*34}、

つまり、井上と山県は、日本を強い独立国にするためには、「教育ノ力」によって国民に「愛国ノ念」を持たせなければならぬ、と考えていたのである。

そして、文部大臣に就任した井上は、明治二六年四月一日、先の西村らとの談話において、教育に「欠くへからさるも

の」の一つとして、「一の国家に国民たるものには、其の国家の良民となり、以て其の国家を尊愛する心ある様養成せざるへからず」と語っている。^{*35}

それから、明治二七年三月三〇日、井上は高等師範学校の卒業生を官邸に招いて^{*36}、「国民ノ精神ヲ養成スルコトガ、普通教育ニ於ケル第一ノ目的」であり、その背景には「東洋ニ於ケル歴史及地理上ノ一大変遷ノ局面」、すなわち、朝鮮をめぐる清との関係が悪化していること、あるいは、世界各地で運河や鉄道の開発が進み、ヨーロッパ諸国の軍隊が日本に近づきやすくなっていることがある、と次のように語っている。

教育ト言ヘバ、申スマデモナイ、国民教育トシテ、国民ノ精神ヲ養成スルコトガ、普通教育ニ於ケル第一ノ目的デアル、
……

教育ノ上ニ、国民ハ上トナク下トナク、寸時モ愛國ノ一点ヲ忘ルベキデナイ、愛國心ナケレバ国民ナシ、……
時ニ注意スヘキハ、此ノ歴史及地理上ノ変遷デアル、西洋人ガ喜望峰ヲ廻ツテ印度ニ到着シタノガ、歴史及地理上ノ一大変デアル、蘇士^{スエズ}ノ地峡ヲ開鑿シテ、マルセーユカラ横浜マデ、五十日デ到着スルヤウニナツタノガ二大変デアル、近ク大西洋ト太平洋トヲ一貫スルノ陸海便路ヲ開キ、又追々西比利亞鉄道ガ出来レハ、二十日或ハ二十五日間ニ、我国ト欧羅巴トノ往復ガ出来ルヤウニナル、誠ニ宇内ノ局面ヲ縮ムル者デアツテ、是ガ三大変デアル、我々ハ、今殊ニ東洋ニ於ケル歴史及地理上ノ一大変遷ノ局面ニ臨ンデ居ル、此ノ歴史地理上ノ変遷ニ向ツテ、我国ハ如何ナル要衝ノ位置ニ立ツカ、実ニ非常ナ感慨ヲ持ツヘキコトデアル、此ノ感慨コソ、今日国民教育ノ熱心ナル原素デアルト信ス、
故ニ、善良勇武ニシテ、愛國ニ厚キ所ノ国民ヲ養成セネバナラヌ（ルビ原文）^{*37}、

さらに、同年四月五（二〇）日、井上は京都・大阪・岡山地方を巡視し^{*38}、一五日に大阪教育会総会で、「教育ハ国及国体トイフ大目的ヲ忘レサルニ在リ、教育ハ国トイフ有機体ノ細胞分子ナル人民ヲ密着固結セシムヘキモノナリ、国及国体ヲ忘

ル、トキハ、教育ハ教育ニ非ス」と語っている^{*39}。

つまり、井上は日本を独立した富強国にしようと考えていたため、教育において歴史や国語をはじめ、国体を重視したのである。

しかし、それだけではなかった。井上は日本で立憲政治を成功させるためにも、国体を重視していたと考えられる。

明治二一年六月一日、伊藤博文（枢密院議長）は第一回憲法制定会議で、開会冒頭演説を行った。当時、井上は法制局長官兼枢密院書記官長であり^{*40}、伊藤の側にいた。だが、井上は同月一九日付の伊藤宛書簡の追伸で、「昨日之御演説之如キハ、可成十分ニ筆記いたし置度候処、何分書記官手足り兼候哉ニ存候」と述べているため^{*41}、彼がこの演説を起草したのではないと思われる。

しかし、野口が指摘しているように、ここでの伊藤の憲法制定観は、「井上毅の思想的影響が極めて大きかった」と考えられる^{*42}。なぜなら、伊藤は右の演説の一〇年以上も前から井上を重用し、「教育議」の上奏（明治一二年九月）や大日本帝国憲法の起草などを^{*43}、井上に支えられながら行ってきた人だからである。伊藤は井上について、「明治八年四月十四日の勅諭を起草することになったが、その文章はよほどうまく書かなければならぬので、思案を凝らしてをると、井上毅が九州から帰って来たので井上に書かせた。この時から井上を用ひたのである」と語っている^{*44}。

伊藤と井上の親密さについては、先行研究でも指摘されている。例えば、小早川秀雄は、「先生（井上のこと―引用者注）は公（伊藤のこと―引用者注）と親しき関係を結ばれて以来、常に公の背後に在り公の左右に在りて曾て公と相離れざりしを以て、常に公を通じてあらゆる国家の大問題に接触し其発言者となり助言者となり時に又指導者となりて冥々の中に尽力されし功勞は誠に多大なる者あり」と評価している^{*45}。そして、小早川は、伊藤と井上は「日本の国体と国家の歴史的要素」を「帝国憲法の制定に関する根本の主義精神」とし、「国体主義の憲法」を制定することで意見が一致していた、と次のように述べている。

伊藤公と先生との帝国憲法の制定に関する根本の主義精神は、日本の憲法は日本の国体と国家の歴史的要素とを調和し之を基礎として成立せしめざる可らず我国の国体歴史と契合せざる者は到底完全に実行の効力を現すを得ずと、是れ実に公と先生との憲法起草に就ての根本観念なりし也、……仏蘭西流の政論の熾んに流行したる際に於て公と先生とが軽浮なる時論に動かされず確乎たる所見によりて国体主義の憲法を起草する事に勉められしは洵に卓見として之を称せざる可らず^{*46}、

あるいは、渡辺幾治郎は、「当時井上は、政府唯一の憲法学者であつた。彼が立憲的日本主義ともいふべき思想とその学者的表現法とは、岩倉（具視のこと―引用者注）、伊藤等の大に歓迎した所で、彼等の意見書奏議書等の起草には、多くは井上を煩した」と述べている^{*47}。

なお、井上は伊藤からだけでなく、政府全体の顧問として重用されていた。先に示した森有礼の「閣議案」（明治二〇年）や山県有朋の「軍備意見」（明治二三年）の起草、後で示す岩倉具視への憲法に関する意見書（明治一四年）は、その例である。後年、井上は「森子以来の名文相」である^{*48}、あるいは、彼の教育主義は「凡そ故森子と軒輊なき」などと評価されているが^{*49}、彼が森の相談に乗ったり、森の代わりに起草したりしていたのであれば、それは当然であろう。古城貞吉は、「上司も亦善く先生（井上のこと―引用者注）の言を採納して、決して越権としてそれを咎めなかつたのみならず、亦能く大小の政事を問ふた。先生は自らの要路の顧問たることを自覚せなかつたであらうが、要路は先生を官職外の顧問として重用したことは、たしかに事実であつた」と述べている^{*50}。

そして、伊藤は先の六月一八日の演説で、「憲法政治」を成功させるためには、まず「人心」を統一する「機軸」が必要であるが、日本において「機軸とすべき」ものは皇室だけである、と次のように述べている。

今憲法を制定せらるゝに方では、先づ我国の機軸を求め、我国の機軸は何なりやと云ふ事を確定せざるべからず。機軸

なくして政治を人民の妄議に任す時は、政其統紀を失ひ国家亦た随て廃亡す。……抑歐洲に於ては憲法政治の萌せる事千余年、独り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此に帰一せり。然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ。是を以て此憲法草案に於ては専ら意を此点に用ひ、君権を尊重して成るべく之を束縛せざらん事を勉めたり。^{*51}

井上が教育勅語や教育政策の基礎を国体に置いた理由も、まさにここにあつた。つまり、欧州のように宗教の力が強くない日本では、宗教を教育の基礎とすることは難しく、皇室を中心とした国体こそがそれに適している、と井上は考えたのである。この考えは、彼が忠を重視する儒教を幼少年期から学んできたことと^{*52}、大いに関係していると思われる。

周知の通り、井上が目指した立憲政治とは、イギリス型の議院内閣制ではなく、ドイツ型の立憲君主制の政治である。^{*53}井上は明治一四年六月に、憲法に関する意見書を岩倉具視へ書いており、それによれば、イギリスでは、「行政ノ実権ハ実ニ議院ノ政党ノ把握ノ中ニ在リ」、国王は議院の決定に従うだけである。議院が変われば、国王の決定も変わる。それに対して、ドイツでは、「行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在リ」、国王は議院と関係なく行政権を發揮することができる、と井上は次のように述べている。

英国ノ習慣法ニ従へハ、英国王ハ自ラ政治ヲ行ハズシテ、専ラ内閣宰相責成シ内閣宰相ハ、即チ議院多数ノ進退スル所タリ、内閣ハ多数政党ノ首領組織スル所タリ、議院政党多数ノ変更アルゴトニ、従テ内閣宰相ノ変更ヲ致シ輾転相代リ、一輪動イテ二輪之ニ応スルニ異ナラズ、而シテ国王ハ一ニ議院多数ノ為ニ制セラレ、政党ノ勝敗ニ任シ、式ニ依リ成説ヲ宣下スルニ過キズシテ、一左一右、宛カモ風中ノ旗ノ如キノミ、故ニ名ハ行政権専ラ国王ニ属スト称スト雖モ、其実

ハ行政長官ハ即チ議院中、政党ノ首領ナルヲ以テ、行政ノ実権ハ、実ニ議院ノ政党ノ把握ノ中ニ在リ、名ハ国王ト議院ト主権ヲ分ツト称スト雖モ、其実ハ、主権ハ専ラ議院ニ在リテ、国王ハ徒ニ虚器ヲ擁スルノミ、……

是ニ反シ普魯西ノ如キハ国王ハ国民ヲ統フルノミナラス且国政ヲ理シ立法ノ権ハ議院ト之ヲ分ツト雖モ行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在リテ敢テ他ニ譲予セズ国王ハ議院政党ノ多少ニ拘ラズシテ其宰相執政ヲ撰任スルモノトス但實際ノ事情ニ従ヒ、多クハ議院輿望ノ人ヲ採用スト雖モ其権域ヲ論スルトキハ決シテ議院政党ノ左右ニ任スルコトナシ^{*54}

そして、井上はこの意見書で、明治維新以来、人心の不安定な日本が、もしイギリス型の議院内閣制を採れば、すぐに「内閣ヲ一変」する事態になるに違いないため、まずはドイツ型の立憲君主制を採って、「歩々漸進」すべきであると主張している。

更新以来王化未タ人心ニ浹洽セズ、廢藩ノ舉、怨望ノ氣、正ニ政府ニ集マル、今若シ俄カニ英国政党政府ノ法ニ効ヒ、民言ノ多数ヲ以テ政府ヲ更替スルノ塗轍ヲ踏ムトキハ、今日国会ヲ起シテ明日内閣ヲ一変セントスルハ、鑑ヲ懸ケテ視ルニ均シ、……

今一時ニ急進シテ、事後ノ悔ヲ致シ、或ハ予ヘテ後ニ奪フノ不_レ得_レ已アラシメンヨリハ寧ロ普国ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信スルナリ^{*55}

したがって、井上は日本を独立した富強国にし、さらに、皇室を軸として人心を統一し、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させようと考えていたため、教育において国体を重視したのである。

それでは、次に、教育勅語と井上の教育政策との三つ目の共通点——実業教育（実業に関する専門的な教育）の重視——について考えていきたい。

まず、教育勅語には、「学ヲ脩メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」とある^{*56}。この部分は先の「教育の普及」にも関係する所であるが、さらに、国民が「公」や「世」の役に立つ「学ヲ脩メ業ヲ習」うこと、すなわち、実業教育や実践的な教育を国が推進している、と解釈することができる。

その後、井上は文部大臣になると、様々な実業教育政策を行った。その事例を、ここでは四つ挙げておきたい。一つ目は、明治二七年六月一二日に「実業教育費国庫補助法」が公布されたことである（法律第二一号）^{*57}。「実業教育ヲ奨励スル為ニ国庫ハ毎年金一五万円ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助ス」ることになった^{*58}。

二つ目は、明治二七年六月二五日に「高等学校令」が公布されたことである（勅令第七五号）^{*59}。第一から第五までの五つの高等中学校が「高等学校ト改称」され^{*60}、「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所」と位置づけられた^{*61}。なお、高等学校の法・工・医学部は四年制、医学部薬学科・大学予科は三年制であった^{*62}。

その二か月前の四月二三日、井上は尋常中学校の校長を官邸に招いて行った演説で、日本が「文明国」になるためには、「高等ノ事業ヲナス人ニ高等教育ヲ受ケタル人ノ割合」を増やす必要がある、と次のように述べている。

是マデ一府県ニ一ノ尋常中学ニ限ルト云ガ正則トナリテ居ツタ故ニ、中学教育ヲ受ル者ハ甚タ少イ、欧洲各国ニ比較スルトキハ十分一乃至十五分一ニ当ルホド少イ、或ル外国人ガ書イタモノ、中ニ、「日本ヲ船ニ喩ヘテ見レバ、百人ノ船員ヲ要スル場合ニ九十人マデハ、必要ナル知識技能ヲ欠ク所ノ船員ヲ以テ充ツルカ如シ、総テ文明国ハ行政官・裁判官・財務官・工芸家・土木家・農業者等、皆高等教育ヲ受ケタル人デアアル、日本ハ不幸ニシテ高等ノ事業ヲナス人ニ高等教育ヲ受ケタル人ノ割合ガ甚タ少ク、又之ヲ増加スルノ見込ガナイ、日本ト云フ船ニ適當ノ船員ガ十分ナラヌ、故ニ保険附ル資格ガナイ」ト云テ居ル、此ノ言取ルニ足ラスト雖、亦参照スベキコトデアアル^{*63}、

そして、同年五月一二日、井上は、「地方ノ青年子弟」が「容易ニ完全ナル専門学科」を修められるように「高等学校

令」を成立させたい、という趣旨の「高等学校令理由書」を、高等学校令案と共に伊藤へ提出し、閣議を要請した^{*64}。井上は理由書で次のように述べている。

爾来ノ沿革ヲ觀ルニ高等中学校ノ教科ハ大学ノ予備ヲ為サシムルノ一方ニ傾キ其ノ生徒ハ概ネ大学入学ノ志望ヲ以テ進学ノ標準トシ中途未完ノ学科ニ属シテ未ダ人材ヲ養成スル高等学校ノ実ヲ挙ルニ至ラズ現ニ本科ノ外傍ラ法医諸学部ヲ設ケテ専門学科ヲ教授スト雖其ノ卒業生ハ未ダ学制上何等ノ資格ヲ得ルニ至ラズ今高等中学校ノ専門学科ヲ擴張シテ此ヲ以テ其ノ本科トシ以テ地方ノ青年子弟ヲシテ容易ニ完全ナル専門学科ヲ修ムルノ便ヲ得シメ其ノ卒業生ニハ高等学校ノ学士ノ名称ヲ授ケテ其ノ成学ヲ表シ以テ本校ヲ起スノ当初ノ目的ヲ成遂スヘシ而シテ其ノ校ノ名称ハ之ヲ高等学校ト改メ従来ノ第一第二第三第四第五高等学校ヲ以テ之ニ充テムト欲ス^{*65}

周知の通り、日本が幕末に欧米諸国と結んだ不平等条約を改正するためには、まず文明国家として認められることが必要であった。井上は、多くの青年たちが専門的な教育を受けられるようになれば、日本は文明国家として認められること、さらに条約を改正することに一歩近づけると考えたのである。

実業教育政策の三つ目の事例は、明治二十七年七月二五日に「簡易農学校規程」を公布したことである（文部省令第一九号）^{*66}。簡易農学校とは、「年齢十四年以上」の者に^{*67}、「簡易ナル方法ニ依リ農事教育」を施す学校であり^{*68}、同校において「授業料ヲ徴収スルト否トハ各地方ノ便宜」に任されていた^{*69}。

四つ目は、同日に「徒弟学校規程」を公布したことである（文部省令第二〇号）^{*70}。徒弟学校とは、「年齢十二年以上及尋常小学校卒業以上」、または、それと同程度の学力のある者に^{*71}、「六箇月以上四箇年以下」の間^{*72}、「職業教科」を授ける学校であり^{*73}、「市町村立徒弟学校ニ於テ授業料ヲ徴収スルト否トハ市町村ノ便宜」に任されていた^{*74}。井上は「徒弟学校ハ初歩ノ専門学校」と位置づけて^{*75}、同校の卒業生には「一ノ職工タルニ欠ク所ナカラント」を期待した^{*76}。

井上はその前年（明治二六年）に、報知新聞の社員との談話で、「余か理想を云へは、余は民力に懇へて、農工商業に關する数多の小専門学校を、全国各地に設け、国民全般に実業上の思想を注入し、智識を高め、技能を研かしめんと欲す」と語っている^{*77}。徒弟学校は、この「理想」を実現したものであると言える。

井上は実業教育においても、その基礎は道德教育にあると考えていた。徒弟学校では、「尋常小学校ヲ卒業セサル者及自己ノ志望ニ依ル者ヲ除ク外」^{*78}、普通教育は授けられなかったが、修身は必修科目とされた。「徒弟学校規程」の省令説明に、「徒弟学校ニ普通科ヲ授ケス而シテ独リ修身ヲ必修科トスルモノハ凡百ノ少年教育ハ総テ修身ヲ本トスレハナリ但徒弟学校ニ於ケル修身科ハ其ノ多キヲ要セス（一週一時ヲ以テ足レリトス）又必シモ教科書ヲ用イルヲ要セサルヘシ」とある^{*79}。この授業時間は、決して少なくない。徒弟学校の生徒と同年代の子供が通う尋常中学校（五年制）では、明治一九年以降、倫理の授業は全学年で週一時間と定められている^{*80}。

なお、井上は、日本の教育が「チグハグ」なものにならないように、小学校から大学まで「原則ト系統トヲ一斉ニシテ運歩」しようと考えていた。井上は明治二六年六月八日朝付の伊藤宛書簡で、「兎角教育事務ハ、大中小学ともニ原則ト系統トヲ一斉ニシテ運歩イタサズシテハ、チグハグノ改革ハ成兼候へハ、生之苦心御憐察可被給候」と述べている^{*81}。また、彼は明治二七年三月二四日付の伊藤宛書簡では、「学制改革ノ上ニ於テモ困難ヲ感候、不得已現在ノ大学連中ニ拘ラズ、高等中学已下ヨリ着手シテ近実ヲ務ムル外無之存候」と述べている^{*82}。すなわち、井上は実業重視の教育を大学まで一貫して行おうとしていたと見られるが、その実現は難しかった。本山は、「帝国大学はアカデミズム派の力が強く、井上の実業主義的改革に抵抗した」と指摘している^{*83}。

それでは、なぜ井上は実業教育を重視したのであろうか。これについて、彼の演説を二つ挙げておきたい。まず、明治二七年三月三〇日、井上は高等師範学校の卒業生を官邸に招いて、教育と陸海軍は「富強」という「車ノ両輪デアル」、と次のように語っている。

今日欧羅巴デハ、実業及実業教育競争デアル、此ノ競争ノ有様ハ、恰モ陸海軍ノ操練ト同様テアル、教育ハ決シテ平和ノ為ノミノ品物デハナイ、即チ陸海軍ト富強ノ目的ニ於ケル車ノ両輪デアル、……

教育デ国ヲ強クスルコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ弱クスルコトモ出来ル、教育デ国ヲ富マスコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ貧乏ニスルコトモ出来ル、教育ノ方針ヲ誤ルトキハ、国ガ文弱ニナリ、貧乏ニナル^{*84}、

また、明治二七年四月一五日、井上は大阪教育会総会で、「富國ノ要素元質ハ、第一ニ石炭、第二ニ産鉄、第三ニ国民ノ工業智識ニ在リ、此ノ三箇ハ実ニ富國元素ニシテ、特ニ第三ヲ以テ要件トス」と語っている^{*85}。

つまり、野口が、「井上の場合、教育は、それ自体が目的であつたと云うよりも、国家目的、具体的には、明治天皇制国家体制確立のために対外的危機意識を克服し、富國強兵を実現していくための手段として考えられている」と指摘しているように^{*86}、井上が実業教育を重視した理由は、日本を富強国にするためであつた。

それでは、次に、教育勅語と井上の教育政策との四つ目の共通点——健康の重視——について考えていきたい。

まず、教育勅語には、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」とある^{*87}。この部分は、いざという時に国のために戦える、健康で体力のある国民を国が求めている、と解釈することができる。

その後、井上は大臣辞任当日の明治二七年八月二九日、小学生の運動と健康に関する訓令を定め（同年九月一日公布、文部省訓令第六号）、小学生には「活潑ナル運動ニ便スル為ニ不得已場合ノ外学校内ニ於テハ洋服又ハ和服ヲ問ハス都テ筒袖ヲ用イ」ることや、「男女トナク成ルヘク活潑ニ大氣中ニ運動スルノ遊戯ヲ誘フ」ことや、登下校の際、「成ルヘク歩行セシムルコト」を奨励した^{*88}。この訓令は、その一方で、「生徒ヲシテ筆記及誦讀ヲ務メシムルハ過度ニ腦力ヲ勞セシムルモノナレハ特ニ必要ノ場合ノ外之ヲ用イサラン」ように指示したり、「小学校ノ課業ノ中生徒ノ尤困難ヲ感スル作文」を、「初級ノ生徒ニハ」原則的に授けないようにして、「若シ簡單ナル作文ヲ授クルモ此ヲ以テ試験ノ問題トス」ることを禁じたりしている^{*89}。また、小学生が「喫煙スルコト及煙器ヲ來帶スルコト」を禁じている^{*90}。

それでは、なぜ井上は健康を重視したのであろうか。彼が教育において健康を重視するようになった背景には、次の三つのことがあると考えられる。一つ目は、御雇外国人から生徒の健康についての意見を聞いたこと。二つ目は、地方巡回で生徒の健康状態を見たこと。三つ目は、彼自身が病気がちであったことである。

まず、一つ目の背景についてである。

井上が明治二七年四月二三日に、尋常中学校の校長に行った演説によれば、彼はレーンホルム（ドイツの法律博士）から「日本デハ学校生徒ガ身体ガ弱イ、畢竟、授業時間ノ多キニ過ルト授業法ガ生徒ノ記憶力ヲ利用スルコトガ過ギルノガ原因デアル」と言われたり、ベルツ（医学博士）から「日本ノ生徒ハ勉強スル割合ニ体育運動ガ足ラヌ、卒業スルト命ヲ殞ス人ガ沢山有ルハ甚タ残念ナリ」と言われたり、ゼーンズ（アメリカ出身の京都第三高等中学校の御雇外国人教師）から「今ノ有様デ推行イタラバ、授業時間ガ多キニ過ルト、生徒ノ栄養不足ナル為ニ生徒ハ身体ヲ弱クスル、生徒ノ孱弱ニナルハ国ノ為ニ甚タ憂フベキコトデアル」と言われたりしたことがあった^{*91}。

また、この演説によれば、ヒルシベルグ（ドイツのベルリンの大学教授）が前年に来日した際に、「日本国ノ学生ノ身体孱弱ニシテ夭死スル者多キヲ歎シテ、学校衛生ノ不行届ト云フコトヲ論ジタ」ことがあった^{*92}。これを聞いた井上は、「教育ノ弊ト云フモノハ、古今ノ歴史ニ徴スルニ文弱カ一^{コソ}番恐イ、人ノ身体ヲ弱クシ、天然ノ發育ヲ害スルト云フコトガアツタラバ、如何ナル哲理、又ハ學術ヲ教ヘ込ンデモ駄目デアル」（ルビ原文）と述べている^{*93}。

次に、二つ目の背景についてである。

井上は右の演説で、日本の生徒には近視と肺病の者が多く、日本の生徒の体重は少ない、と次のように語っている。

余ハ今度巡回シテ京都第三高等中学デ氣ヲ付ケテ見ルト、一ノクラスニ生徒十七名居ル中ニ、七人マデ眼鏡ヲ掛ケテ居ル、因テ統計表ヲ取寄セテ見タ所ガ、近視眼ガ学級ト共ニ進ンテ居ル、五年目ノ生徒、即チ本科ノ二年生ニナルト百人ニ付テ六十人ノ近視眼ガアル、……

大坂ニ行ツテ大坂ノ病院デ聞クト、病院長清野氏ノ言ニ、学校生徒ニ肺病ガ多イ、肺病患者ハ生徒ガ多数ヲ占メテ居ルト云フ、ソコデ患者表ヲ見ルト、二十六年ニ男女学生ノ肺結核患者ガ五十一人^{五男四十六女}デ、結核性肋膜炎ガ七人男デアル、
…
…

一体、日本人ハ体量ガ少ナイ、…然ルニ体操ノ結果ニ依リテ或程度マテハ体量ヲ増スコトガ出来ル、或西洋人ノ説ニ、国民ノ体育ヲ励マストキハ、国ノ強力ヲ二倍以上ニ昇ラシムルコトヲ得ヘシト云ヘリ、…現ニ師範学校ハ体量ガ稍々宜イ、余ガ巡回ノ沿路ニ就テ云ニ、名古屋・静岡デハ卒業生ハ十五貫ニ平均スル、是レハ一^マ周六時間体操ヲ課シ、其ノ外ニモ随意体操ヲスル結果デアラウト信ズル、尋常中学ヲ経テ高等中学ニ入ル生徒ガ十八位ノ少年ニシテ十三貫位デア^ル、(各校小異同アリ)其ノ卒業生ガ一四貫強デア^ル(亦異同アリ)、大学ノ卒業生ガ二十四五ノ壮年生ガ平均一四貫弱デア^ル、(各学部ニ異同アリ)今ノ中学大学ノ生徒ハ体量ガ少ナイ、体育ノ好結果ヲ見ナイ、其ノ上ニ又注意スヘキコトアリ、凡ソ人ノ体量ハ四十五歳迄ハ増加スルモノデア^ルニ、二十三歳ノ大学生ニ限り、多クハ三年又ハ四年ノ在学中ニ却テ遞減ノ平均ヲ示スハ如何、
如何ニ士氣ヲ鼓舞シテモ、上等人種ノ体力カ弱イト、都テノ事業ガ振ハナクナル^{*94}、

ただし、井上が体操の授業に注目するようになったのは、この演説の少し前からであると考えられる。なぜなら、明治二七年三月一日の「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正によつて(文部省令第七号)、それまで週五時間あつた四〜五年生の「体操」の授業は、「現在各学校ニ於テ科外ニ随意ノ体操法ヲ用イルカ故ニ」、週三時間に減らされているからである^{*95}。当時の井上は、生徒の健康のためには運動をやりすぎないことも大事である、と考えていたと見られる。

なお、当時は小学生もあまり健康的でなかったと見られている。ある医師は、小学校で「生徒を見るに大抵容姿嫩嬌顔色蒼白にして眼目陥落筋肉弛緩し細視すれば多くは頭部耳辺に湿疹を生し或は眼瞼^マ爛し耳竅^マよりは臭液流出するを見る」と述べている^{*96}。

そして、井上が教育において健康を重視するようになった、三つ目の背景についてである。

井上が病気がちであったことはよく知られており、本論文でも彼の養病旅行について触れた^{*97}。井上は大臣に就任して間もなく、「身体の羸弱は男子の最も恥る処」であると述べており^{*98}、健康には人一倍気を付けていたと見られる。

つまり、井上は御雇外国人らからの意見や、実際の生徒の健康状態を踏まえた上で、健康は「国ノ強力」と「都テノ事業」の土台であると考えたため^{*99}、青少年の健康を重視したのである。そして、そのように健康に目を向けることができたのは、彼自身が病気がちであったためであると思われる。

ここまで、教育勅語と井上の教育政策との共通点——教育の普及、国体の重視、実業教育の重視、健康の重視——を示し、そこから彼が日本の将来をどのようにしようとして試みていたのかについて考察してきた。その結果、第一に、日本を独立した富強国にすること、第二に、皇室を軸として人心を統一し、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させることを、井上が目指していたということが明らかになった。次の節では、教育勅語の普及に関する明治時代の評論の傾向について考察したい。

*1 井上毅の文部大臣の任期については、金井之恭他『明治史料顕要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年、二九頁を参照。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は55コマ。

*2 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、一九六八年、一〇六七〜一〇七四頁。内閣官報局『法令全書』明治二六年、内閣官報局、一九一二年。内閣官報局『法令全書』明治二七年、内閣官報局、一九一二年。なお、法令全書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開。

*3 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。

- *4 『官報』明治二六年五月八日付（第二九六三号）、内閣官報局、一頁。
- *5 『官報』明治二六年七月二二日付（第三〇一九号）、内閣官報局、七頁。
- *6 『官報』明治二七年一月一二日付（第三一五九号）、内閣官報局、一頁。
- *7 「井上新文相を訪ふ」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第一九卷、ゆまに書房、一九八六年、三六五号（明治二六年四月一五日）の一四頁）。なお、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、四一〜四二二頁にも所収。
- *8 同右、三六五号の一六頁。
- *9 井上毅「大日本教育会集会ノ演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四二七頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。
- *10 前掲「井上新文相を訪ふ」（『教育報知』複製版、第一九卷、三六五号の一五頁）。
- *11 井上毅「京都教育会ノ演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四五九〜四六〇頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。
- *12 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第三卷、龍吟社、一九三八年、一〇九一〜一〇九二頁。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、参照箇所は552〜553コマ。
- *13 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- *14 『官報』明治二七年三月一日付（第三一九九号）、内閣官報局、二〜三頁。
- *15 改正前の「尋常中学校ノ学科及其程度」については、『官報』明治一九年六月二二日付（第八九一号）、内閣官報局、一〜二頁を参照。
- *16 同右、一頁。

- *17 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、一五三頁。
- *18 井上毅「人心教導意見案」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年、二五〇頁）。
- *19 「井上文部大臣の教育意見」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第二一卷、ゆまに書房、一九八六年、四一九号（明治二七年四月二九日）の付録の九頁）。
- *20 井上毅「国語教員ノ講習会演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四三九頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人（または筆者）は「国文」と題している（同右、四三四頁）。これは明治二六年八月六日に、第一高等中学校で開催された国語教員の夏期講習会において、井上が行った演説である（同右）。
- *21 同右、四三九頁。
- *22 同右、三八四〜三八五頁。
- *23 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、六〇四頁。
- *24 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三、国学院大学図書館、一九六九年、六六八〜六六九頁。執筆年については、その解題（同右、七三二頁）を参照。
- *25 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、二二三頁。
- *26 同右、二二三頁、二三四頁。
- *27 小中村義象「梧陰存稿の奥に書きつく」（前掲『井上毅伝』史料篇第三、七〇二〜七〇三頁）。
- *28 小中村清矩は、文政四（一八二二）年一二月三〇日生く明治二八（一八九五）年一〇月一日没（秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、二一九頁）。明治一五年二月一五日、東京大学文学部教授に就任し、明治一九年三月六日、文科大学教授に更任され（明治二四年三月三一日まで）、明治二一年五月七日、文学博士の学位を授

- *29 与された（金井之恭他『明治史料頭要職務補任録』下巻、成章堂、一九〇三年、五五三頁、六〇六〜六〇七頁）。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は292コマ、319コマ。
- 小中村義象は、文久元（一八六一）年一〇月三日生く大正一二（一九二三）年三月六日。義象は明治一七年に清矩の四女多いと結婚し、入婿になったが、明治三〇年に池辺姓に戻った（昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二二巻、昭和女子大学、一九六四年、一七頁、二〇頁。下中邦彦編『日本人名大事典』第一巻、覆刻版（同出版社より一九三七年刊の『新撰大人名辞典』の改題複製）、平凡社、一九七九年、二〇五頁）。
- *31 *30 井上毅「故森文部大臣の教育主義」（大久保利謙編『森有礼全集』第二巻、宣文堂書店、一九七二年、五二九頁）。
- 井上毅「森文部大臣教育議」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、一七三〜一七四頁）。
- *32 山県有朋「軍備意見」（同右、二二二頁）。「軍備意見」については、本論文第二章第二節の「井上草案二」を参照。
- *33 同右、二〇七頁。
- *34 同右、二一〇〜二一一頁。
- *35 前掲「井上新文相を訪ふ」（『教育報知』複製版、第一九巻、三六五号の一八頁）。
- *36 井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四四八頁）。
- *37 同右、四四九〜四五二頁。
- *38 木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会、一九九五年、四九四頁。
- *39 井上毅「大阪教育会総会ノ演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四五六頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。
- *40 前掲『井上毅研究』四八一〜四八二頁。

- *41 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、一二四頁。
- *42 前掲『井上毅の教育思想』二二〇頁。
- *43 「教育議」については、本論文第一章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの徳育事情）を参照。大日本帝国憲法は明治一九年末から起草され、明治二一年四月に最終案にまとめられ、同年六月から枢密院で審議され、明治二二年二月一日に発布された（北岡伸一『日本政治史——外交と権力——』有斐閣、二〇一一年、七四頁）。
- *44 小松緑編『伊藤公直話』千倉書房、一九三六年、二八頁。伊藤がこれを語った時期は不明である。この勅諭の内容は、元老院と大審院の設立、地方官会議の開催、内閣の二分割についてである（同右、二三〜二四頁）。
- *45 小早川秀雄「井上梧陰先生」（平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』元田井上両先生頌徳会、一九一三年、一一頁）。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、引用箇所は43コマ。
- *46 同右、一四〜一五頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、45コマ。
- *47 渡辺幾治郎『日本憲法制定史講』千倉書房、一九三七年、一五一頁。
- *48 「井上文相は森子以来の名文相たり」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第二二巻、ゆまに書房、一九八六年、四三二号（明治二七年七月二一日）の二七頁）。
- *49 前掲「井上文部大臣の教育意見」（『教育報知』複製版、第二二巻、四一九号の付録の四頁）。
- *50 梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿井上毅先生伝』木鐸社、一九九六年、四四頁。古城は大正八年頃に井上家から毅の伝記の執筆を依頼され、昭和一六年頃にこの原稿を書き上げた（同右、三頁）。
- *51 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、六一五〜六一六頁。
- *52 本論文第二章第一節を参照。
- *53 前掲『井上毅の教育思想』第二章第四節一「井上毅のドイツ国家主義への傾倒」などを参照。

- *54 井上毅 「憲法意見（第一）」（前掲『井上毅伝』史料篇第一、二二六頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「右大臣ノ下問ニ答フ 意見第一」と題している（同右、二二五頁）。同右、二二八頁。
- *55 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- *56 『官報』明治二七年六月一二日付（第三二八四号）、内閣官報局、八頁。
- *57 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- *58 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- *59 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- *60 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- *61 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- *62 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- *63 文部省令第一六号「高等学校修業年限及入学程度」第一条（『官報』明治二七年七月一二日付（第三三一〇号）、内閣官報局、五頁）。医学部薬学科の修業年限については、文部省令第二号「附設薬学科ノ学科及其程度」第三条（『官報』明治二二年三月二二日付（第一七一五号）、内閣官報局、二頁）を参照。
- *64 井上毅 「中学制度ノ改正及体育ノ欠点」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四六五頁）。
- *65 国立公文書館所蔵『公文類聚』第一八編第三三卷（請求番号 類 00704100）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「公文類聚・第十八編・明治二十七年・第三十三卷・学事門・学制（小学校〜海軍兵学）」の「高等学校令ヲ定ム」Page 1。
- *66 「高等学校令理由書」（同右）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「高等学校令ヲ定ム」Page 5〜6。活字化されたものは、寺崎昌男「高等教育」（前掲『井上毅の教育政策』四二八〜四二九頁）。
- *67 『官報』明治二七年七月二五日付（第三三二二号）、内閣官報局、一頁。

- *67 「簡易農学校規程」第四条（同右）。
- *68 「簡易農学校規程」第一条（同右）。
- *69 「簡易農学校規程」第六条（同右）。
- *70 同右、一〜二頁。
- *71 「徒弟学校規程」第二条（同右、一頁）。
- *72 「徒弟学校規程」第七条（同右）。
- *73 「徒弟学校規程」の末尾に付されている「省令説明」（同右、二頁）。
- *74 「徒弟学校規程」第一四条（同右）。
- *75 井上毅「徒弟学校規程要項意見案」（明治二十七年）（前掲『井上毅伝』史料篇第二、六七二頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「徒弟学校規程要項」と題している（同右、六七二頁）。
- *76 前掲「徒弟学校規程」の末尾に付されている「省令説明」（『官報』明治二十七年七月二五日付、二頁）。
- *77 「井上文相の談話を評す」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第二〇巻、ゆまに書房、一九八六年、三八六号（明治二十六年九月九日）の一四頁）。
- *78 前掲「徒弟学校規程」の末尾に付されている「省令説明」（『官報』明治二十七年七月二五日付、二頁）。
- *79 同右。
- *80 前掲「尋常中学校ノ学科及其程度」（『官報』明治一九年六月二二日付、一〜二頁）。尋常中学校への入学年齢については、その第六条で「年齢満十二年以上」と定められている。この文部省令は明治二十七年に改正されたが、改正後も倫理の授業は全学年で週一時間である（前掲『官報』明治二十七年三月一日付、二頁）。
- *81 前掲『井上毅伝』史料篇第四、二二二頁。

- *82 同右、二四六〜二四七頁。
- *83 本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、一九九八年、二八四頁。
- *84 前掲、井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」(『井上毅伝』史料篇第五、四五二頁)。
- *85 前掲、井上毅「大阪教育会総会ノ演説」(同右、四五七頁)。
- *86 前掲『井上毅の教育思想』三六五頁。
- *87 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- *88 『官報』明治二七年九月一日付(第三三五四号)、内閣官報局、一〜二頁。
- *89 同右、二頁。
- *90 同右。
- *91 前掲、井上毅「中学制度ノ改正及体育ノ欠点」(『井上毅伝』史料篇第五、四六六頁)。
- *92 同右、四六七頁。
- *93 同右。
- *94 同右、四六八頁。一貫は三・七五キログラム。
- *95 「尋常中学校ノ学科及其程度ニ関シ改正スルコト」第二条と、同省令の末尾に付されている「省令説明」(前掲『官報』明治二七年三月一日付、二〜三頁)。なお、一〜三年生の体操の授業は、改正前も改正後も週三時間である(同右、二頁)。改正前の「尋常中学校ノ学科及其程度」については、前掲『官報』明治一九年六月二二日付、一〜二頁を参照。
- *96 「体育に関する某医の観察」(前掲『教育報知』複製版、第二二卷、四三五号(明治二七年八月一八日)の一九頁)。
- *97 本論文第二章第二節の「井上草案二」、同章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- *98 「人焉んぞ隠さんや」(前掲『教育報知』複製版、第一九卷、三六一号(明治二六年三月一八日)の一二頁)。

*99

前掲、井上毅「中学制度ノ改正及体育ノ欠点」(『井上毅伝』史料篇第五、四六八頁)。

第二節 教育勅語についての評論

前節では、教育勅語と井上毅の教育政策との共通点から、井上が目指していた日本の将来像を明らかにした。本節では教育勅語、とりわけ、その普及について明治時代に書かれた評論の傾向を明らかにしたい。

まず、「教育勅語についての評論」というものを広く捉えると、それらは三つに分けられる。教育勅語に直接関わるものから順に、一つ目は勅語の普及についてのもの、二つ目は勅語の衍義についてのもの、三つ目は教育と宗教の関係についてのものである。

勅語の普及についての評論は、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）で考察されているが、この研究では、勅語の下賜後間もない、明治二三年一月中旬の評論しか取り上げられていない。また、鈴木理恵「教育勅語暗記・暗誦の経緯」（『長崎大学教育学部紀要 教育科学』第五六号、一九九九年）でも評論が扱われているが⁴¹、勅語の暗記・暗誦に関わるものに限られている。

そのため、本節では、勅語の普及についての明治末年までの評論全般を対象とし、それらにどのような傾向があるのかを指摘してみたい。そして、勅語の衍義についての評論と、教育と宗教の関係についての評論に関しては、「教育勅語の成立」という本論文のテーマから少し離れているため、本節の最後で触れるにとどめる。

教育勅語の普及についての評論を、勅語の下賜直後（明治二三年一月）に書かれたものから順に見ていくと、明治二五年頃を境に、内容に違いが見られる。すなわち、初期の評論には勅語の意義についての記述が多く、その後の評論には、勅語の効果を出す方法を模索している記述が多いのである。

それでは、これから初期の評論を一三点示してみたい。なお、各評論を要約する際に、「勅語」「勅諭」「聖勅」などの言葉を用いているが、これらはすべて教育勅語のことである。各評論の原文を尊重するため、言葉を統一していない。

社説「教育に関する勅語」(『東京朝日新聞』明治二三年一月一日)

我日本帝国に於る教育の大本之に存し、我が国民教育の主義全く此勅語に在り。蓋し此勅語は必ずしも敢て新奇なるに非ざるなり。我が皇祖皇宗の遺訓なり、我が国風国俗の有体なり。……(この勅語は―引用者注)我教育の散漫にして大本を失するを憂ひ給ひ、我国体の存する所を示し給ひて以て此迷夢を喚醒し給へるなり。……

国家独立富強の基本は一に善良なる教育に在て存す。……而して教育のことたるものは、独り学校教育に由りて其完全を期すべきものに非ず、社会教育の更に最も重大なるものあり。社会風教の如何は以て学校教育の如何を左右す。社会の上流に立ち社会の識者たるものは、其教育の職に在ると在らざるとに係はらず、皆深く聖意を奉体して、上は叡慮を安んじ奉り、下は善良なる国民を作り、永く君子国の名実を存して、益々之を發揚せざる可らざるなり。²⁾

教育勅語が、日本の国体の抛り所は天皇にあると示したことによつて、教育の方向が明らかになつた。ただし、これは「皇祖皇宗の遺訓」を、日本の「教育の大本」や「国民教育の主義」としているため、まったく「新奇な」ものではない。独立した富強国家になるための一番の基本は、「善良なる教育」を行うことである。ただし、教育は学校だけで完全にできるものではなく、「社会風教」に左右されるものである。社会の指導者や有識者らは皆、勅語をしっかりと理解しなければならぬ。

社説「教育に関する勅諭」(『東京日日新聞』明治二三年一月二日)

此の勅諭は主として教育の為に下させ玉ふものなりと雖ども、凡そ日本国民としてはこれを以て日本国民の資格とせざるべからざれば苟も教育の職に在るものは……、生徒をして夙夜に佩服する所あらしめざるべからざるは勿論教育以外の者たりとも又た時々これを奉誦して国民の資格を失はざるの心掛なかるべからざるなり。

勅諭の冒頭……は、教育の精神は国体を以て其本たらしめざるべからず而して我が国体は国民忠孝の大節を重んずるに

成りたるを示させたるものなり。……日本の教育は日本の歴史よりせる国体を以て其の精神たらしめ而して日本国民の資格を有せざるべからずといふの大御心たること其の勅語に於て昭々たりといふべし。……

我が国体は臣民忠孝の大義を重んずるに成りたるに依て斯く勅させたるものなれば是れ儒教主義に非ずして国体主義なり。……勅諭には智識才能を發達して世に益すべき旨を詔らせたり。是れ実に道德智能其一を欠くべからざるを諭させ玉ひしものにして教育の方針斯くありてこそ其の完全を得たるものといふべきなれ^{*3}。

勅諭は、教育の基本は国体、すなわち、忠孝を重んじることであると示した。この「国体主義」の精神は、すべての日本国民が持たなければならぬ「資格」である。

また、勅諭には、国民は知識を広げたり才能を伸ばしたりして、社会に貢献すべきであると説かれている。教育を完全なものにするためには、道德と知能、そのどちらも欠いてはならない。

「斯道論」(『日本』明治二三年一月三日)

教育に關する勅旨の如きは独り教育家の奉して以て之を施すの責任あるにあらず、凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すへきの責任ありと謂はざるべからず。若し然らずして「是れ教育の事なり小学生徒の課程に適用すへきものなり」として毫も顧慮する所なきか、是れ独り聖旨に背くの罪人にあらずして又た社会の斯の道を汚すの罪人なり、……。

父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、及び皇室に対する忠、是れ皆な日本国民の固有なる倫道なり、日本国民の歴史的慣習なり、日本社会の由りて建つ所の元素なり、是れ学理を以て推究すへきものにあらずして、感情を以て断定すへきものなり、……。若し其の不完全なる学理を以て之を読まば必ず多少の疑問を此の神聖の勅文に下さん。若し此に疑問を下たすものは是れ国民教育の何物たるを知らざるものなり、殆んど日本の教育を一層破壊せんと欲するものな

り、是れ亦た斯の道の罪人にして吾輩は共に教育を論ずることを欲せざるなり（傍点原文）*4、

教育勅語を奉じて施す責任は、教育家だけでなく、権力を持つ人々にもある。もし彼らが勅語を、「小学生徒の課程（だけ―引用者注）に適用すべきもの」と捉えるのであれば、彼らは勅語に背く「罪人」や社会を汚す「罪人」である。

教育勅語は「日本国民の固有なる倫道」であり、「日本国民の歴史的慣習」であり、「日本社会の由りて建つ所の元素」である。これは「学理を以て推究すべきもの」ではなく、「感情を以て断定すべきもの」である。「不完全なる学理」によつて「此の神聖の勅文」に疑問を下す者は、「日本の教育を一層破壊」しようとする「罪人」である。

社説「是れ豈青年子弟の為のみならんや」（『東京朝日新聞』明治二三年一月五日）

今教育に関する勅語の煥發せらるゝあり。其最も直接する所は学校教育の指針たるに在り、学校教育の主義たるに在り。青年子弟を教育し、また青年子弟の服膺すべき所たるは明けしと雖も、単に之を以て青年子弟の為に發せられたるなりといひ、単に之を以て青年子弟若くは教育者其ものゝみの服膺すべき所なりとするに至りては過れるもまた甚しといふべし。

…是れ豈単に青年子弟のみの服膺すべき所ならんや、教育者のみの服膺すべき所ならんや、我が日本臣民たるものゝ挙げて服膺遵守すべき所なり。決して単に青年子弟教育一辺の為のみの勅語に非ず。…社会の風教如何、是れ教育の本にして学校教育の如きは寧ろ末のみ。如何に末なる学校教育を励精するも本なる社会の風教にして立たざらしめば、安んぞ能く其道を生ずるを得んや。本なる社会の風教淳良にして始めて学校教育の完美を見るべきなり*5。

教育の基本は「社会の風教」である。学校教育は、「社会の風教」が淳良であつて、初めて成り立つものである。したがつて、教育勅語は学校教育の指針や主義を定めたものであるが、決して単に青年子弟と教育者だけが心にとどめるべきもの

ではない。これは、すべての日本国民が心にとどめて守るべきものである。

「教育方針の勅語」(『国民之友』第一〇〇号、民友社、明治二十三年一月一三日)

此勅語なる者は、此勅語の下らざる前に於ても、矢張り我邦教育の方針たりしに相違なし、此勅語なる者は只従来の方針をば、辱なくも天皇陛下の勅語に依りて、明かに我邦人民の心裡に彫刻銘記せる者にして、別に新たなる教育の方針を開示せられたるには非らざるなり*6、

教育勅語は従来と同じ教育の方針を、勅語という形で我々に改めて明らかにしたものであり、「別に新たなる教育の方針」を示したのではない。

「教育の方針」(『郵便報知新聞』明治二十三年一月一七〜一八日)

維新前は徳育に偏し、維新後は智育に偏せり。蓋し西洋の学校は智育一方を主とするも不可なし。其の不可なき者は別に宗教なる者有て徳育を担当するを以てなり。日本の教育は従来徳育を基礎と為し、徳育は儒者の専任する所たり。学校にして徳育なければ西洋の如く其他に徳育を主るの場所なきなり*7。……

維新以前の旧時の如く、教育とさへ云へは唯徳育の一方に偏するに至らは、民智進まず芸術退歩して其極は遂に国勢の不振を来たすこと明白なり。故に徳育に偏す可らず、智育に偏す可らず。而て智育の方針は之れを西洋日進の芸術に採らざるを得ざるなり。富を競ひ武を競ひ少しく油断すれば忽ち強国の為に凌辱せらるゝの大患あるに当り、国民の芸術開けず智識進まずんば夫れ將た何を以て四海の列国と対峙するを得んや。勅語中に智能啓発云々の条あるは、則ち徳育のみに偏重す可らざるの明戒を垂れさせ玉ふ所以なるへしと恐察す。国民にして国体を忘るゝときは其国立たす。徳育の一方に偏して文明の大勢を催さゝれば其国立たす。智育に偏すれば其俗頹廢す。我国今日教育の方針は実に其の権衡

を制し決して一方に偏せしめざるに在り*8。

維新前の日本は徳育に偏っていた。だが、これからの日本は「富を競ひ武を競ひ」、「四海の列国と対峙する」ため、西洋の新しい知識や技術を取り入れる必要がある。ただし、日本の学校は徳育もすっかりと行わなければならない。なぜなら、西洋では日常生活での宗教が徳育の役割も果たしているが、多くの日本人の場合、学校以外で徳育を受ける機会がほとんどないからである。

「謹ミテ勅語ヲ拝読ス」(『教育』第四一号、学海指針社、明治二十三年一月二五日)

我国ノ国民教育ハ、維新以来創始スル所ニシテ今日ニ至ルマデ、殆ト二十年所ヲ経タリ。当初学制ヲ頒布シテ全国ニ画一ノ制度ヲ布クニ当リテハ、欧米ノ思想漸ク其勢ヲ起シテ、幕末封建ノ思想ヲ輕蔑シ、社会ノ事物細大トナク、欧米ノ模倣スルノ風潮ナリシカバ、学制ノ如キモ、本邦ノ旧慣ニ取ル所殆ンド絶無ニシテ、全ク欧米ノ制度ニ由リ、武門武士タル者ガ忠孝節義ヲ貴ビ武芸ヲ励ミテ体力ヲ養成シタルガ如キ、漢儒者ノ徳育ノ如キ、寺子屋流ノ普通教育ノ如キモ、全ク之ヲ排斥シテ、其間ニ絶テ採ルベキモノナシトシ、唯一概ニ従来ノ習慣ヲ非トシ、之ヲ破壊シテ遺ス所ナカラントシ、……欧米ノ智識ノ開ケタルニ眩惑シテ、学制ノ行ハレタル当時ニ於テハ、我国ノ普通教育ヲ占領スルモノハ、智育ノ外ニ出デザリシモノ、如シ。……

明治二十三年十月三十日ヲ以テ、国民教育ノ基礎、創メテ定マレリト云ハザルベケンヤ*9。

学制が公布されてからの約二〇年間、日本の教育は欧米の制度や知識を模倣することを優先し、従来ノ習慣や道徳を軽視してきた。日本の「国民教育ノ基礎」は明治二十三年一〇月三〇日に初めて定まったと言える。

「国家教育」(『国家教育』第二号、明治館、明治二三年一月)

今日遂ニ斯ル勅語ノ宣布アリ。我国家教育ノ本体、依テ以テ明カニ、我国家教育ノ針路、依テ以テ定マレリ。……
謹テ惟フニ、此 勅語ニ包含セル所ノ理義ハ至大至精至微ナルヲ以テ、能ク 聖旨ノ存スル所ヲ解シ、之ヲ後進ニ
伝ヘテ愆ラズ、能ク 聖慮ノ向フ所ヲ奉ジ、之ヲ実地ニ施シテ其当ヲ得ンコト、固ヨリ容易ノ業ニアラズ。……其方法
手段ノ如キハ、自今相共ニ研究磨礪ノ功ヲ積ミ、以テ適良ノ成果ヲ得ンコトヲ期スルノミ。^{*10}

教育勅語は「我国家教育ノ本体」を明らかにして、「我国家教育ノ針路」を定めた。勅語に含まれている道理と正義は、
広大で細かいため、これを理解して後進に正しく伝え、実地に施して効果を出すことは容易でない。その方法や手段につい
ては、今後の研究に期待する。

三刀谷扶綱「徳育ノ救護」(『東京茗溪会雑誌』第九五号、東京茗溪会事務所、明治二三年一月二〇日)

幸ナルカナ去々月三十一日、一教諭ノ頒布アリ。教育ノ大方針ヲ示サレ、最モ徳育ノ点ニ切ナリ。謹ンデ案ズルニ、是
レ皇朝建国ノ骨髓ニシテ、我ガ臣民ノ固有シ来リシ所、又将来ニ固有スベキノ道ナリ。……吾人臣民タルモノ是ヨリ后、
家ニ在テハ父兄タルモノ其子弟ニ善ク其旨ヲ服膺セシメ、校ニ在テハ教師タルモノ其生徒ニ善ク其意ヲ奉載セシメ、児
童タルモノヲシテ日夜其中ニ浸潤シテ忘レント欲シテ忘ル、コト能ハザルニ至ラシムベシ。^{*11}

一〇月三十一日に教育勅語が文部省訓令によって全国に頒布され、「教育ノ大方針」が示されたが、これは我々が今まで受
け継いできた道であり、また将来に受け継がれていくべき道である。我々はこれから、家でも学校でも子供たちに勅語の内
容をよく説き、子供たちがそれを忘れたくても忘れられないようにすべきである。

丸尾錦作「徳性涵養ノ一方案」(『国家教育』第六号、明治館、明治二四年三月一二日)

今ヤ我国徳育ノ基礎トナル 勅語下レリ。……然レトモ如何ニシテ我等臣民ハ此精神ヲ煥發シ如何ニシテ実行ヲ期スベキヤ。全国数百万ノ子弟ヲシテ如何ニ指導スベキヤ。其方法ヲ講ズルハ実ニ今日ノ急務ト云ハザルベカラズ。……

第一 徳育ニ直接ノ関係ヲ有スル学校教育ニ就キ教授ノ方法ヲ考フルニ 勅語ノ額ヲ每教場ニ掛ケ校長或ハ首座教員毎日課業前ニ於テ全校生徒ヲ整列セシメ礼儀ヲ正ウシテ 勅語ヲ讀ミ聞カスベシ。又一ヶ月一回校長或ハ其地方ニ於テ徳望アル人ヲ聘シテ全校生徒ニ勅語ノ講義ヲ聞カシム。……校長ハ必ず全校生徒ニ直接シテ其方針ヲ示シ身自ラ実践シテ其模範タルベシ。其他ノ教員ハ各自受持学課ヲ教ヘ修身(びん)ノ時間ニ於テ徳育ノ補助トシテ説明ヲナスベシ。……

第二 勅語ハ全国一般ノ臣民服膺実践スベキモノナレバ毎戸ニ勅語ヲ掲ゲシメ知ラズ識ラズ其精神ヲ理解シ言行ニ発スルコトヲ務メザルベカラズ。其方法ハ各府県ニ於テ、知事自ラ尽力シテ郡長或ハ有志家ヲ奨励シ郡長ハ町村長ヲ奨励シテ各所ニ奉誦会ヲ興シ勅語ヲ講解シテ聞カシメ或ハ寄附金ヲ募集シ其金ヲ以テ勅語ヲ上梓シ適宜ノ額面ニ製シ之ヲ毎戸ニ与ヘテ掲ゲシム。知事郡長町村長ノ尽力ヲ以テ傍ラ有志家ノ補助ヲ受クルトセバ毎戸ニ掲グル勅語ヲ出版セシムルト難キニアラザルベシ。又各所ニ奉誦会ヲ興スモ難キニアラズ。奉誦会ヲ興ス便宜法ハ各小学区ニ於テ毎月或ハ隔月ニ其小学校ニテ開キ学校教員或ハ其土地ノ学識徳望アル人 勅語ヲ講ジ古人ノ嘉言善行ニ照シ我国ノ歴史ニ準拠シテ説明セバ必ず其効顯ヲ見ルベシ。^{*12}

我が国の「徳育ノ基礎」となる勅語が下されたが、我々は全国の子供たちにこの精神をどのように指導していくべきであろうか。その方法を考えることは「実ニ今日ノ急務」である。教育勅語に関して学校で行うべきことは、次の五つである。

- 一 「勅語ノ額」をすべての教室に掛けること。
- 二 毎朝、「校長或ハ首座教員」が全校生徒に勅語を讀み聞かせること。
- 三 一か月に一回、「校長或ハ其地方ニ於テ徳望アル人」が全校生徒に勅語の講義を行うこと。

四 校長が全校生徒に勅語の方針を直接示し、自ら実践してその模範になること。

五 教員が修身の授業で勅語を説明すること。

また、勅語は一般の人々も心にとどめて「実践スベキモノ」であるため、各府県で知事・郡長・町村長が尽力すべきことは、次の二つである。

一 有志の者から集めた寄附金で勅語を印刷して額に入れ、それをすべての家に配り、人々がいつの間にか勅語の趣旨を理解し、実行できるように務めること。

二 一〜二か月に一回、各小学校で「奉誦会」を開き、「学校教員或ハ其土地ノ学識徳望アル人」が勅語の講義を行うこと。

伊藤武寿「日本道德ノ立法ヲ論シテ聖勅ノ義ヲ明ス」(『教育報知』第二七四号、東京教育社、明治二四年七月二五日)

従来我国教育当局者ハ、道德教育ヲ軽視シ去リタル者ノ如ク、明治維新後ノ智育専重教育ハ、大ニ日本道德ノ壊乱ヲ馴致シタルノ形迹ヲ遺存シタルカ如シ、……

聖勅ノ煥發セラル、ヤ、世間学者教育者ノ迷想モ、忽ニシテ醒覺セラレ、天下翕然トシテ嚮フ所ヲ一ニシ、拳々服膺唯其ノ及ハサルヲ憂フルノミ、是ニ於テ乎道德ハ今ヤ議論紛擾ノ時代ヲ過シテ実践躬行ノ時代ニ移レリ、国家教育ハ正ニ一歩ヲ進メタリト謂フヘシ(傍点原文)^{*13}

明治維新後、文部省が德育軽視・「智育専重」の方針を採ってきた結果、日本の道德はひどく乱れた。だが、聖勅が発せられたことよって、教育の方向が定まった。次は、これを国民にどのように広めるかである。道德教育は、方向が定まらない時代から、実践する時代に移った。

社説「十月三十日の勅語」(『東京朝日新聞』明治二四年一〇月三一日)

此勅語は必ずしも新なるものに非ず、素より徳教の主義、特に新なるものあるべきの理なし、乃ち皇祖皇宗の遺訓にして、古今臣民の遵守する所、古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざるもの。……

学校教育は寧ろ末にして、社会の風教之が本たり、学校教育如何に其宜しきに適するも、社会の風教にして頽廢せば、恰かも泥中に白布を投ずるが如し、穢らざらんとするも能はず。……是れ(学校教育のこと―引用者注)教育の一部にして、感化薰陶の最要は、社会の風教如何に存すること之を争ふ可らず。所謂家庭教育と、所謂社会教育と、其子弟の脳髓に浸染すること、決して学校教育の下に出でず。……

十月三十日の勅語一たび出で、徳育問題は其帰する所を知り、所謂徳育の主義なるもの、亦特に之を争ふものなきを得たりと雖も、社会の風教其ものにして未だ善美ならざれば、学校教育亦遂に其充全を望む可らず。……然るに世の輕薄兒は、彼の勅語を以て、唯偏に児童教育の爲めなりとし、亦曾て之を己に顧みるを知らず、曰く青年子弟の爲めなり、曰く児童の教育の爲めなりと。嗚呼豈青年子弟の爲めのみならんや。彼等成年の徒、先づ深く奉戴自悟して、風教の維持に務めざる可らざるなり。¹⁴

教育勅語によって「徳育の主義」が定まったが、「皇祖皇宗の遺訓」をその主義とすること自体は、日本においてまったく新しいことではない。また、学校教育は「教育の一部」であり、学校教育の基本である「社会の風教」がよくならなければ、いつまでたっても充分によくならないだろう。勅語は「青年子弟」や「児童の教育」のためだけのものではない。まず大人が勅語の内容を実践し、手本を示して、「風教の維持」に務めなければならない。

ここまで、明治二四年までに書かれた一三点の評論を見てきた。これらには教育勅語の意義についての記述が多いが、勅語の目新しさについては見方が分かれている。例えば、「謹ミテ勅語ヲ拝読ス」(『教育』第四一号)、伊藤武寿「日本道徳ノ

立法ヲ論シテ聖勅ノ義ヲ明ス」(『教育報知』第二七四号)では、「教育勅語はまったく新しいものだ」と見ている。それに対して、「教育に関する勅語」(『東京朝日新聞』明治二十三年十一月一日)、「教育方針の勅語」(『国民之友』第一〇〇号)、三刀谷扶綱「徳育ノ救護」(『東京茗溪会雑誌』第九五号)、「十月三十日の勅語」(『東京朝日新聞』明治二十四年一〇月三日)では、「勅語の内容は以前から日本にあったものだ」と見ている。

次に、明治四三年までに書かれた評論を一四点示してみたい。

「勅語の旨趣を貫徹せしむる方法如何」(『教育時論』第三三八号、開発社、明治二十七年九月五日)

此頃熊本県庁に於て召集せる、高等小学校長会議の知事の諮問に対する答申は、能く時弊を観破して、吾等の意に適合せるものなるを以て、特に之を左に掲ぐ。

勅語の御旨趣は小学教員の実践を第一とし生徒に対しては修身以下各学科教授の際機に乗じ折に触れて敷衍するは勿論にて、修身、歴史、地理の各科は最も其旨趣を児童の脳裡に感得せしむるに便なり。而して之を将来の実行上に見るには、毎年一二回家庭に就きて児童の素行を調査し或は父兄を集め談話会等を開き兼て其父兄へも 聖旨を感得せしむることを務めば必ず効あらん^{*15}。

熊本県の高等小学校長会議が、知事の諮問に対して行った答申によれば、小学校の教員が、修身をはじめ各学科を教える際に教育勅語の内容を説明したり、毎年一〜二回、家庭での児童の行いや態度を調査したり、父兄に勅語の内容を理解させる「談話会」などを開いたりすれば、勅語の効果は必ず出る、とのことである。

松永莊吉「勅語読法私見」(『教育時論』第三八二号、開発社、明治二十八年一月二五日)

(教育勅語は―引用者注) 僅に三百余字、之を旨よりしていへば僅に忠君愛国に外ならず。…我は其遂に貫徹せざら

んことを患ふ。何故ぞ、文字の崇高典麗なる、旨趣の幽奥深遠なる到底之を拝誦したるのみにては解すべからざるなり。或は恐る斯の如くして止まんには、拝聴者の多くは、何の意たるかを悟らず、漫然聴き去りて些兒も止むる所なからんを。……

最も卑近明瞭なる文字を以て最も簡易明瞭なる解義を作り、いかなるものにも、苟も普通の文字を解し得るものは一読聖意のある所を悟り得べく、いかなる文旨漢も一度之を聞けば直に解しうるが如くし且つ之を、勅諭を奉読すべき祭祝日等に朗読すること、せんには、深遠なる聖意も幽邃なる文字も容易に解せらるゝを得ん。……

然りと雖も、前述の如き旨にかなはせん文字を作らんは容易の事にあらず。其字句の卑近明瞭ならんは云ふ迄もなし、聖旨を解する上に於ては些も誤謬あるべからず、聊かも管見を加ふるを許さず、聖旨のまゝをさながらに写さざる可からず。我国体の美と、我風俗の醇とを最も解し易く表彰せざるべからず。もし此約束に違はんか、却て聖諭を瀆し聖旨にさかふ可く、なまじひに管見を加へんか、あらぬ方に聖旨を解し、天下万衆を誤るの恐なしとせず。……

思ふに濟々たる幾多の教育者は聖諭の我徳育の標準なるべきを知るも、いかにして聖諭の旨を普遍ならしめんかといふに至りては、従来苦心焦慮して、しかも得る能はざるものならん。僅に修身の教科書によりて、講ずるあらんも、得る所蓋し甚だ尠少なるべし。若し幸にして我が説の用ゐられて山間僻邑に至る迄、日夕奉読して朝暮聖意のある所を服膺せば果して如何なるべき。斯くしてこそ勅諭を下し賜ひし聖旨にも協ふならめ。僅に大祭祝日に於て奉読するものも拝聴するものも、殆んど何の意たるかを解せずして読み去り、きゝ去らんは果して如何あるべき。遂には一片の儀式と化し去りて勅諭を瀆すなきか^{*16}。

教育勅語はわずかに約三〇〇文字であり、その要点は「忠君愛国」である。だが、整った美しい言葉が使われているため、人々の多くはこの意味を理解できていない。

教育者の多くは、勅諭が「徳育の標準」であることを知っているが、その内容を広める方法に苦心し、焦っている。修身

の教科書で勅諭を説明するだけでは、その効果は少ない。大祭祝日にだけ、意味もわからずに勅諭を奉読・拝聴することは、そのうちに単なる「儀式と化し去りて勅諭を瀆す」ことになるであろう。

そのようにならないため、「最も卑近明瞭なる文字」で「最も簡易明晰なる解義」を作るべきである。これは容易なことではないが、日本中で人々が常にこれを読み、勅諭の内容を理解できるようになれば、その効果は大きいだろう。

ただし、解義では、少しも誤ったり、私見を加えたりせずに、日本の国体の美しさと、風俗の純粹さを最もわかりやすく説かなければならない。そうしなければ、かえって人々を誤った方へ導くことにもなりかねない。

「教育勅語の聖旨の貫徹如何」(『教育時論』第四二九号、開発社、明治三〇年三月一五日)

勅語の一たび下るや多年囂々たりし、我邦徳育の方針、始めて確立し、……。聞く先年 陛下地方長官に向はせ給ひ、教育勅語下賜以来、教育上に於ける結果如何を御下問ありし時、一言の天聴に即答し奉りしものなかりしと。各県教育の代表者たるべき知事にして、一言の御下問に即答し奉ること能はざりしは、是れ明に其 勅語の御精神の未だ貫徹するに至らざるを言せしもの、我教育者たるもの、宜しく恐縮審慮すべき所なり。……我國民教育の大精神たるべき教育勅語の効果にして、未だ少しも教育上に現はるゝに至らざらんか、……國民精神の統一上、実に憂慮慨嘆に堪へざるなり。教育勅語の聖旨をして、教育上に貫徹せしむると否とは、一に全國教育者の覚悟如何に存すと謂ふべし^{*17}。

教育勅語が下されたことによって、長年いろいろと議論されてきた「我邦徳育の方針」が初めて確立した。だが、先年、地方長官らが教育勅語の下賜以来の「教育上に於ける結果」について、天皇から下問されたところ、誰も即答できなかつたようである。これは、勅語の精神がまだ国民に行き渡っていないことの表れであり、実に心配なことである。全国の教育者らは、「我國民教育の大精神」である教育勅語の効果を出すことについて、よく考えなければならぬ。

鈴木龜寿「教育勅語の主旨の実際に行はるゝ状況」(『教育公報』第二一〇号、帝国教育会、明治三十一年四月一五日)

其(教育勅語のこと―引用者注)関する所は主に修身科の教授及其実行如何にあれば、特に其実際の状況を観るに、実に満足し能はさるもの少からず。即多くの学校は何れも教育の手不足なるがため、青年未熟なる准教員若くは無資格なる雇教員に該科の教授を一任しあるもの多く、又然らざるに於ても其教授法たるや規定の教科書により説明的の方法を以て教授を完了し、此他祝祭日等に於て時々訓誡をなすも、多くは学力年齢の異なる多数の児童を一室に集むることなれば、到底適當なる感情を喚起する能はず。……此の如くにして何そ充分なる奏効を望むべけんや。されとも亦多くの学校中には種々の方法を執り、其成績の見るべきものも尠からず。今左に之を挙げん。

- 一、修身時間の始めに高等科一学年生以上をして、各自の教室に於て起立低頭謹んで一斉に 勅語を捧読せしむ。
- 二、毎朝始業前に各教室に於て 陛下に奉対する考を以て最敬礼を行はしめ、然る後教師に敬礼せしむ。
- 三、御影を教室に奉置せる学校に於ては、毎朝其教室の生徒をして全校生徒の総代たる考を以て最敬礼を行はしむ。
- 四、御影を教員室に奉置し、毎朝各学級より総代一名を出し最敬礼を行はしむ。……
- 五、学校の境内に 御影を安置せる宝蔵を建立し、毎朝職員生徒校門に入るや否や直に其前に最敬礼を行ふ。
- 六、校長自ら全校の修身科を担当し、時に会集教訓を行ふ^{*18}。

教育勅語の主旨が実際に行われている状況は、実に満足できるものではない。多くの学校では、「青年未熟なる准教員」や「無資格なる雇教員」に修身科を一任していたり、祝祭日などに「学力年齢の異なる多数の児童」を一室に集めて、物事の善悪などを教え諭したりしている程度である。

その一方で、勅語の効果が見られる学校もある。そのような学校では、児童は修身の授業の始めに教育勅語を読んだり、教室などに掲げられている天皇の写真に毎朝、最敬礼したりしている。

「勅語の御趣旨を児童に会得せしむる順序方法」(『教育公報』第二一一号、帝国教育会、明治三十一年五月一日)

神奈川県に於て此程議定したる 勅語の御趣旨を最も明確に尋常小学校在学児童に会得せしむる順序方法左の如し。

尋常第一学年より勅語の意義及び勅語御下附の年月日の觀念を確実に与へ、并に勅語の御趣意の在る所を簡明に教示し、而して勅語中の諸徳は皆悉く忠孝の二字に教示し統一し、且つ忠孝は二義一意なるの觀念をも与ふるものとす。¹⁹⁾

神奈川県で、勅語の趣旨を「尋常小学校在学児童に会得せしむる順序方法」が定められた。これによれば、一年生から勅語の意義や内容を簡明に教えられ、勅語の中にある教えはすべて「忠孝」と結び付けて説かれる。

渡辺金作「教育勅語につきて」(『教育実験界』第一巻第五号、教育実験社、明治三十一年五月一日)

生は昨年九月より教村組合立の高等小学校に奉職し全校の修身教授を受持つこととなりたり。或時読書科受持教員をして書取の練習として、第四学年に 教育勅語の謄写を試みしめしに、其成績甚だ不良なりしかば、修身科教授に際し、一生徒をして奉読せしめしに、多少の誤読を免れず。之を各生に試むるに、殆んど通読し難きもの多々あるを發見せり。他の学年に於ても同様なりき。……教育勅語は、生徒用修身書每巻の首に掲げらるゝも、尋常小学校に在りては勿論高等小学校に在りても、当該修身書の教授のみに注意して曾て 勅語の読み方を授けず、生徒の 勅語奉読に接するは僅に大祭祝日の儀式(本県にては紀元節天長節の二祝日)若くは始業式閉校式免状授与式等に於て、学校長主席訓導の奉読を敬聴するに止まるのみ、其生徒の奉読し能はざる誠に所以ある哉と。是に於てか、生は一週二時の修身科教授に於て、毎回必ず 勅語の奉読を行ふことゝなせり。其方法は先づ生徒着席の後静肅に至るを待ち、修身書を出さしめ、正しく机の上に置き一同起立の後、命じて書を執らしめ、巻首に掲ぐる 教育勅語に注目せしめ、敬礼を行はしめ、而して教師恭く奉読す。(此間各生徒は頭を垂れ敬意を表す) 畢れば直に敬礼を行ひ着座せしめ、以て当日の課目を授く。又優等生をして奉読せしむることあり。……

生は此の如くすること二三ヶ月にして、全校生徒中 教育勅語を奉読し得ざるもの殆んどこれなきに至り、而して所定の修身科教材を授くるに於て格別の障碍を受けしを發見せざるのみならず、其利益せし所は左の諸点なるを認めたり。

一、修身科の神聖と教授時間の静肅を保つこと。

二、説話の材料に関し直に 勅語中の何れの項に該当するかを訓誡し、若しくは想起せしむるに便なること。……

生は尋常小学校にありても亦前述の方法によりて、毎時奉読せんことを希望するものなり。然れども尋常小学校に在りては、第三学年以上に於て、最初は毎時間適宜一二句の読方を授け以て全体の読方を畢りたる後にあらざれば、前述の方法に依ること能はざるべし。^{*20}

高等小学校に入っても、教育勅語を正しく謄写・奉読できない生徒が多い。これは、彼らが勅語の読み方を教えられておらず、一年に数回、儀式で校長らが読む勅語を聞くだけだからである。ある高等小学校の、四学年すべての修身の授業で、毎回必ず教師または優等生が勅語を読み上げるようにしたら、二〜三か月で、ほとんどの生徒が勅語を読めるようになっただけでなく、「修身科の神聖と教授時間の静肅」を保ったり、修身の説話（教材）を勅語と関連させたりすることが容易になった。高等小学校だけでなく、尋常小学校の第三学年以上でも、これを実行すべきである。

社説「教育勅語の普及貫徹」（『教育時論』第五三五号、開発社、明治三三年二月二五日）

明治二十三年十月三十日を以て、御下賜相成りたる教育に関する 勅語は、其教育に關すと云ふの故を以て、小中学校に於ける道徳教育の規範として、下賜せられたるものにて、学校以外の父兄を始め、又此等学校の教育を受けざる子弟は、如何にありとも関係なきものゝ様心得る者ありとは、吾等の屢屢耳聞せる所なるが、這は大なる心得違ひと云はざるべからず。……

教育に関する 勅語の道徳主義は……、我国建国以来流行せる国民固有の道徳なり。換言すれば 皇祖皇宗の遺訓にし

て、又吾等国民の祖先が世を累ねて実践躬行し来れる所のものなり。然るを今や国民が、単に物質文明に狂惑し、或は此の固有の道徳主義をも放失し、億兆心を億兆にせんとするの虞あるより、之を成文の教条となし、国民の反省を促かし、其守る所を明知せしめ給はんとの聖慮よりして、此に其煥發くわつぱつを觀るに至りたるなるべしと恐察せらる。……

苟も然りとせば、則ち次代の国民たる小中学校生徒のみが、此勅語の 聖旨を服膺するを以て足れりと云ふべけんや。……勅語にも「我カ臣民」若くは「爾臣民」とこそ宣へれ「我が学生生徒」とは宣はざるによりても、一般臣民の、必ず之を服膺して、以て億兆一心、上下同徳の実あらんことを望ませ給へるものなることの明かなるに於てをや。……

吾等の聞く所によれば、小学校を卒業し、又其高等二年より中学校に入れる生徒にして 勅語の大意をすら語ること能はず、否、其読方も覺束なく、否、否、勅語と曰ふものは、学校に於て、校長が祝日に奉読するを聞けるのみと答へし生徒も往々ありたる由、斯かる状態にて、いかでか学校が本源となり、以て一般国民に 勅語の普及貫徹するに至るを望むことを得んや。……

之を要するに、吾等は教育に関する 勅語の、独り学校内の教授に止まらずして、必ず国民一般に、其普及貫徹を望むもの、而して其普及貫徹の最大方便は、即ち学校教育なりとするもの、是の故に学校教員は其生徒に之を深刻的に自覚せしむべきこと勿論、又学校外にも、如何にせば之を普及することを得べきかの方法も、併せて考究すべき職責ありとするもの也。^{*21}

教育勅語は、物質を重視し、道徳を軽視し、日本国民として心をついにしていないすべての人々に反省を促すために下賜されたものである。そのため、小中学生のみが勅語の趣旨を心にとどめるのでは十分でない。勅語にも、「我が学生生徒」や「爾学生生徒」ではなく、「我カ臣民」や「爾臣民」と書かれている。

しかし、勅語を単に「小中学校に於ける道徳教育の規範」として捉えたり、中学生になっても勅語の意味や読み方を知ら

ない者は多い。学校の教員には、生徒だけでなく、一般国民へも勅語を普及させる方法を考える責任がある。

加藤末吉「教育勅語の教授は何時如何になすべきか」(『教育研究』第二八号、初等教育研究会、明治三十九年七月一日)

予輩の考ふる処では、尋常一年から尋常三年までの間は^{*22}、準備教授をなすべき時期と申してよからうと思ふ、それは、どうするかといへば、尋常一年位の子供は、まだ何事も分らぬのであるから、あからさまに、勅語の貴い話をする事は出来ぬが、教科書第十四の 天皇陛下の課、又は天長節等拝駕式場に於ける心得を授ける場合に、校長の捧読する勅語てふものは、謹聴すべきものであることに端緒を開いて、爾後尋常二年の、日の丸の旗、紀元節、天皇陛下の課、及び毎回の拝駕式場の心得を説く折々に、次第次第に注意しつつ、尋常三年頃に進めば、忠義といふ言葉が出る時には、勅語の中には、「よく忠に」とあるといふことをつけて置き、孝行といふことの序に、「よく孝に」と示されてあるといふやうに、勅語中の御文句を、少しづつなりとも児童の耳にやらして置きつつ、其意義も自然と察し得らるゝやうにとめるのである、……

次に、尋常四年に進んでは、……何時授けるのが至当であらうかと考ふるに、大体三時期あるやうに思ふ、それは、第一案は、尋常四年の学年初、……しかしまだ児童の学力の点から顧みると、どうしても無理なやうに思ふ、……第二案の学年末に、最終の課を授ける時に於いて教授するならば如何といふに、此頃は、……一学年間の総括をなさんがために、既に重き負担のある箇所であつて、其上に、勅語を教授するといふは、要求の多きに過ぐる感がある、……第三案の学年の中葉頃に於いて授けるといふ工夫がある、それは、恰も十月三十日の勅語発布記念日、十一月三日の天長節前後約二週間以内(一週二時なるが故に約四時間と見る^(マ))に於いて教授するとしたならば、時期も恰好ではあるし又第一案の如く、早きに過ぐることもなく、第二案の如く多用の時期でもないのであつて、比較上この案を優良とせねばならぬのである。^{*23}

尋常小学校では、一、三年生の間は勅語教授の準備期間と考えてよい。教師は、校長が読む勅語を謹んで聞くように指導することから始めて、勅語にある言葉を修身の授業などで、少しずつ児童の耳に慣れさせておけばよい。

次に、四年生のいつ頃に、勅語を授けるのが最も適しているかと考えると、三つの案がある。第一案は学年の初め、第二案は学年末、第三案は学年の中頃である。四年生の最初では、勅語を理解するために必要な学力がまだ足りない。かといって、学年末に一年間のまとめと、勅語の教授を両方行うことは難しい。したがって、学年の中頃、一、一月が最も適している。

「教育勅語」(『教育時論』第七七六号、開発社、明治三九年一月五日)

教育勅語の御発布相成りて以来、茲に十六年、……吾等は尚ほ其国民一般に、普及貫徹せりと云ひ難きを憾みとなす、彼の大日本実行会の如きは、学校教育と相須ちて、之が普及貫徹に力を尽し、帝国議會をして其普及貫徹の方法を講ぜんことを、政府に建議せしめたること数次、然も政府が之が為めに何等計画せしことあるなし。加之過般牧野文相が視学講習會にて「この勅語は現にいづれの学校に於ても、極めて莊嚴に尊崇せられ居れども、……徒に形式に拘泥して、其御趣意の籠れる内容の教訓に至りては、未だ充分に一般に徹底せず、従て児童が学校以外に於て朝夕起居眠食の間に、實際に之を遵奉実践するの觀念確かならず。……在学中祝祭日其他に於て、屢々拝聴したる勅語は、卒業と共に忘却し去りて、極端にいへば全く關係を離れたるものゝ如く思惟する者すら多少なきにしもあらずといふ。云々」と云はれたる事実すらあるなり。吾等は……、此の弊を除き、且一般に其普及貫徹をも亦司教庁当然の責任として、図られんことを切望す^{*24}。

教育勅語の下賜から一六年が経つが、残念ながら、まだこれが国民に普及したとは言えない。大日本実行会は政府に対して、勅語の普及方法を帝国議會で講じることが数回建議した。また、牧野伸顯(文部大臣)は、勅語の教訓が国民に行き渡っていない現状では、児童はこれを実践することを身に付けられず、中には卒業と同時に勅語を忘れたり、これと「全く関

係を離れた」と考えたりする者もいるようであると嘆いている。政府は勅語を国民に普及させるために、まだ何も行っていないが、この対策を「当然の責任として」行うことを、我々は切望する。

福島治三郎「勅語の暗誦と暗写」(『教育時論』第八一四号、開発社、明治四〇年一月二五日)

教育勅語は、我国徳教の大經典にして、国民道德の標準なり。……如何にして聖旨を児童に貫徹せしむべきか、其方法や幾多あるべしと雖も、聖勅の内容を理解せしむると同時に、之が暗誦と暗写とに熟達せしめ、以て彼等をして造次顛沛も忘れざるに至らしむるは、亦適良なる方法たるべし。^{*25}

教育勅語は「我国徳教の大經典」であり、「国民道德の標準」である。その内容を児童に染み込ませるためには、理解させることと同時に、勅語の「暗誦と暗写」をよく行わせて、少しの間も勅語を忘れさせないことが必要である。

沢柳政太郎「詔勅捧読所感」(『教育時論』第八八五号、開発社、明治四二年一月一日)

教育勅語は、去る明治二十三年の本月本日に下賜せられたるもので、屈指すれば既に滿十九年の久しきを経たのであるが、今日まで此勅語の御旨趣が如何に奉戴せられ如何に実践躬行せられたかと云ふことを考へて觀れば、尚ほ大に奮励努力しなければならぬと、痛切に感ずるものである。

云ふ迄もないことであるが、此勅語の御旨趣を実行せんとするには先づ此勅語を知り、其御旨趣のある所を知るといふことが必要であるが、これに就て聞く所に依れば、師範学校の卒業生が六週間現役兵として入営した、そこでこれに教育勅語を奉写せしめた所が、一人も充分に写し得たものはなかつたと、其聯隊長が語つたといふことである。……

奉写、朝夕捧読、誦誦誦書は、善い事である。乍併……、それを以て足れりとすることは出来ぬ。必ずや勅語の御精神が、各人の実践躬行上に發揮せられることを必要とする。^{*26}

教育勅語の下賜から一九九九年が経つが、師範学校を卒業しても、勅語を十分に書き写せない者も多いようである。人々が勅語を「奉写、朝夕捧読、諳誦諳書」することは善いことであるが、それだけでは十分でない。その内容を実践することが重要であり、我々はさらに励まなければならない。

水戸部寅松「教育に関する御勅語御本文の教授に就いて」(『教育研究』第六九号、初等教育研究会、明治四二年一二月一日)

(読み方を暗記することは)誰にしても器械的にやつて行つて成功することが出来るのである。所が御勅語の御趣旨を伺ひ奉らすといふの点、即ち言ひ換へて見れば、御本文によつて御趣旨のある所を自由に自分の言葉を以て御話申上げ得るといふの点に達せしむることが、それが一般に困難であるといはれて居る所であつて、研究の要点は寧ろ茲に存在して居るのである。……

先づ普通に何人も取る様に、御本文を三段に分節して、其各段毎に、修身教授に於いて取扱つた個々の例話や訓辞を以つて、御趣旨を伺ひ奉る基礎の材料とし、之れを御本文の句に結合するといふことが大切である。……
それから、次には御本文の一語一句を抜き取りて、之れを解釈して、よく其意義を語らするといふことである。之れは普通御聖諭を解義した本などにかいてあるものを参考し、之れをわかり易くといつて聴かせるのである。……

第一段

「朕」とは、我といふと同じい。天皇陛下御自身をおつしやる言葉である。

「惟フ」とは、深く考へることで、篤と考へて見るといふこと。

「皇祖皇宗」とは、皇室の御先祖の方々といふこと。……

斯様に、一節一節が呑みこめて居たならば、之れを通じて御話することは、何んでもない訳ではあるが、そこがさう甘

く行かぬ所が、子供相手の仕事の六ヶ敷所であると感じたのであつた、それが如何してもうまくいかなぬ。級中最優等生であつてさへもうまく行かぬ。丸で物にならない。そこで次の様な方法を取るべき必要を認め、器械的ながらもこれを取つて見たのである。それは御本文を適当な話語に翻訳したものを定めて、先づこれによつて御話さして見たのである。
 ……

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

(朕ガトクト考ヘテ見ルニ、我ガ御先祖ノ方々ガ、此ノ日本ノ国ヲ御開キニナツタ御仕事ハ、誠ニ大シタモノデ、イツマデモシツカリトツク様ニナサレ、臣民ヲ可愛ガツテ下サツタコトハ、マタ誠ニ御手厚イモノデアツタ。) ……

以上の翻訳文は、教師の手許に記しおいて、先づ之れによつて一同に教授してやる。大抵お話しが出来さうになつた児童から之れをいはして見ると、間違つた話をする節もある。すると之れを標準にして之れによつて訂正してやる。又つかへる節もある。之れによつてきかしてやる。……斯様にして順次に進めて行くと、段々にお話の出来る子供がふえて来る。……余輩の経験では、四年卒業時期に於いて、一人一人に調査して見た所で、四十一名中極めて劣等な児童二名を除いて、他は先づ読方話し方共に、一通りは出来上つたのである²⁷⁾。

児童が勅語の趣旨を自分の言葉で話せるようになるために、教師はどのように指導すべきか。これが研究の要点である。まず、よく行われているように、勅語の本文を三つに分けて、本文にある言葉と、修身の授業で扱つた例話や教えを結び付けることが大切である。それから、本文の一語一句を児童にわかりやすく教えるのである。

しかし、児童は一語一句を理解することができても、すぐに勅語の趣旨を話すことはできない。そこで、教師(水戸部)が本文を口語文に訳して、その趣旨を児童が話すようにしてみた。すると、ほとんどの四年生が卒業までに、勅語の趣旨を自分の言葉で話せるようになった。

「道德勅語の滿二十年」(『教育時論』第九二〇号、開發社、明治四三年十一月五日)

道德に関する勅語を下し給はりてより、既に疾くも滿二十年を経過したり。我等は今日に於て過去二十年を回顧し、我
国体の精華たる忠孝の大義が幸に我国に維持せられつゝあるは実に全然此勅語の恩沢なりしことを感謝し、次に徳教に
関係する人士が此勅語を奉戴服膺し且つ之を普及せしむるに於て大体上よりは充分なりきと評すべきものなるを認む^{*28}。

過去二〇年間、「忠孝の大義」が我が国で維持されていることは、教育勅語とその普及に努めた人々の成果である。

山本良吉「勅語教授上の注意」(『教育時論』第九三五号、開發社、明治四四年四月五日)

もし教室内に於て、勅語の本文について直に之を教授せんとする時には、少からざる用意を要すべし。

一、勅語に対しては苟くも敬虔を欠くの態度あるべからず。……

二、勅語の教授に当るものは、年齢に於て少なくとも三十歳を超過せるを要す。敬虔の態度は人の性質により、必ずしも
年齢によらざれども、大体に於ては、二十台^(マヤ)のものに向ひて之を求むるは甚だ難し。……

三、勅語の教授は独り校長をして之に当らしむべきに至るべし。……

四、勅語教授上特に注意すべきは教育学の原理の此方面にも亦適用すべきこと之なり。……生徒が全く理會^(マコ)し得ざる観
念を強圧する如きことあらば、独り勅語の御趣意を正解せしめざるのみならず、勅語に対して誤れる感情を抱くに至ら
しむるなきを必せず。勅語が全体として、小学校の六年生の学力にて理解し得べきものにあらざるは^{*29}、常識あるも
のゝすべて注意し得る所。国語読本及修身教科書をば、生徒の力に依じて勅語の御趣意を明知せしむる様に編纂するは
可なり、……

五、勅語の暗記及暗写は生徒自然の熟達に任すべく、之を命令し又は其結果によりて成績上を定むる如きことあるべか
らず。普通教育に於て、中等以下の生徒が数学に対して一種不良の感情を抱けるは教師の常に見る所これ数学と不良の

感情と相関するにあらず、中等以下の生徒は概ね数学について困難を感じるが故に、其困難の源と思惟するものに対して此感を抱くのみ。勅語の暗記不十分なるが為に成績点数不良なる如きことありては、多数の中には或は数学に対すると同一の感を抱くもの出づるなきを必せず、これ極めて勅語の尊崇の念を害す。

六、勅語に対し常に生鮮の興味を抱かしむべし。……

読本数学の如きは教授法を失ふとも多くは生徒の知識を増さざるに止まり、積極的永遠の損害を残すことは比較的少きも、勅語教授は則ち之と異なり。これ勅語教授の事容易に言ふべからざる所以なりとす^{*30}。

小学校で勅語を教授する時には、次の六点に注意すべきである。

一、勅語を深く敬うこと。

二、敬虔な態度を身に付けた三〇歳以上の者が、勅語の教授を担当すること。

三、校長だけが勅語の教授を担当すること。

四、生徒に強圧して勅語を理解させないこと。強圧された生徒が勅語の趣意を正しく理解できないだけでなく、勅語に対して誤った感情を抱くようになる恐れがある。勅語を理解することは、六年生（高等小学校の二年生）にも難しいことである。国語や修身の教科書に、勅語の趣意を生徒にわかりやすく書けばよい。

五、勅語の暗記と暗写を生徒に命じたり、その結果で成績を付けたりしてはならない。勅語を覚えられないために成績の悪い生徒が、勅語に対して良くない感情を抱くようになる恐れがある。そのような生徒を出してしまったら、勅語の尊さを害することになる。

六、生徒が常に勅語に興味を持つように指導すること。

勅語の教授法を誤ると、日本の将来に大きな損害を出すことになる。それゆえ、勅語の教授は難しい。

以上から、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論には、次のような傾向があることが明らかになった。

一 児童・生徒だけでなく、すべての国民が勅語を心にとどめて、その趣旨を実践しなければならない、という記述が貫徹して見られる。

二 明治二五年頃までに書かれた評論には、勅語の意義についての記述が多く、勅語の効果を出す方法の考究や、徳育と知育の両方の尊重を促す記述もいくつかある。ただし、勅語の目新しさについては見方が分かれている。

三 明治二〇年代後半以降に書かれた評論には、勅語の効果を出す方法を模索している記述が多い。勅語の効果が見られなかった事例もいくつか挙げられているが、それが見られない現状への不満についての記述が目立つ。

それでは、最後に、教育勅語の衍義についての評論と、教育と宗教の関係についての評論に触れておきたい。

まず、衍義についてであるが、勅語の下賜（一八九〇年）から昭和一四（一九三九）年頃までの約五〇年間に、二百数十部の衍義書が単行本として出版され、「衍義書は衍義者の思想や態度によつてその説き方が様々であり、又これを幼童の読物として編輯するか、或は中等教育の教科書となすか、又は児童教育のための参考書として著作したか、国民一般を対象とした衍義書であるかといふこと等によつて著しい内容の差異が見られる」と言われている^{*31}。初期の衍義書として、例えば、那珂通世・秋山四郎『教育勅語衍義』（共益商社、明治二四年一月）^{*32}、内藤恥叟、生田目経徳『聖訓述義』（金港堂、同年四月）^{*33}、中村正直、井上哲次郎『勅語衍義』（敬業社・哲眼社、同年九月）^{*34}、末松謙澄『勅諭修身経詳解』（金港堂、同年十一月）^{*35}、今泉定介『教育勅語衍義』（普及舎、同年十一月）^{*36}、重野安繹『教育勅諭衍義』（小林喜右衛門、明治二五年八月）^{*37}、内藤恥叟『教育勅語訓義』（金港堂、明治二九年一〇月）^{*38}などが挙げられる。

そして、衍義についての評論として、「重野安繹氏誤れり」（『国民之友』第一〇〇号、明治二三年一月一三日）^{*39}、遂志生「井上哲次郎氏カ所述ノ勅語衍義ノ自序ヲ読ミテ悲憤ニ堪ヘズ」（『教育報知』第二九四号、明治二四年一月九日）^{*40}、井上哲次郎「遂志生ニ答フ」（『教育報知』第二九七号、明治二五年一月九日）^{*41}、大西祝「私見一束 教育勅語と倫理説」（『教育時論』第二八四号、開発社、明治二六年三月五日）^{*42}、三宅雄二郎「勅語衍義を読む」（『哲学雑誌』第八卷第七五号、

有斐閣、同年五月一〇日）などがある。

それから、衍義についての近年の研究として、山本哲生「教育勅語衍義書の教育史的一考察——明治二十年代の場合——」（『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第六集、一九七四年）^{*43}、三宅守常「明治仏教と教育勅語（そのⅠ）——仏教系の勅語衍義書を材料にして——」（『大倉山論集』第二〇輯、一九八六年）^{*44}などがある。

次に、教育と宗教についてであるが、ここでは比較的¹に教育勅語に関係している評論、すなわち、第二章第四節で触れた井上哲次郎『教育ト宗教ノ衝突』（敬業社・文盛堂・哲学書院、明治二六年四月）をはじめとした、「教育と宗教」の関係について明治二五〜二六年に書かれた評論と、それに関する研究をいくつか示しておきたい。まず、評論には、柏木義円「勅語と基督教」（『同志社文学』第五九〜六〇号、同志社文学社、明治二五年一月二〇日・同年一月二〇日）^{*45}、関臯作編『井上博士と基督教徒——一名「教育と宗教の衝突」顛末及評論——』（哲学書院・敬業社・文盛堂、明治二六年）^{*46}、境野哲「教育と宗教の衝突に就て」（『東洋学芸雑誌』第一〇巻第一四一〜一四三号・第一四五号、東洋学芸社、同年六〜八月・一〇月）、社説「教育と宗教」（『日本』同年九月一六〜二〇日）などがある。

また、教育と宗教の関係についての評論は、『教育時論』（開発社）にしばしば掲載されており、井上哲次郎「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」第二七二号、（明治二五年一月五日）^{*47}、本多庸一「宗教と教育との関係につき井上氏に質す」第二七六号（同年一月一日）^{*48}、同「井上氏の談話を讀む」第二七七号（同年一月二五日）^{*49}、内村鑑三「文学博士井上哲次郎君に呈する公開状」第二八五号（明治二六年三月一日）^{*50}、井上哲次郎「再寄開発社書」第二八六号（同年三月二五日）^{*51}、社説「教育と宗教との関係」第二九一号（同年五月一日）^{*52}、元良勇次郎「宗教ト教育ノ関係ニ就テ」第二九四号（同年六月一日）^{*53}、大西祝「当今の衝突論」第二九五号（同年六月二五日）^{*54}、第二九六号（同年七月五日）^{*55}、大内青巒「衝突論に就て」第二九六号^{*54}、同「大西君の衝突論に就て」第二九七号（同年七月一日）^{*55}などがある。

そして、右のような教育と宗教の関係についての評論に関する近年の研究として、生松敬三「『教育と宗教の衝突』論

争」(宮川透他編『近代日本思想論争』一九六三年)^{*56}、赤松徹真「明治中期における政教の関係構造——「不敬事件」・「教育と宗教の衝突」をめぐる——」(『龍谷史壇』第六六・六七合刊号、一九七三年)^{*57}、山本哲生「『教育と宗教の衝突』論争をめぐる仏教側の対応——仏教関係雑誌を中心に——」(『教育学雑誌』第一一号、一九七七年)^{*58}、福島清紀「近代日本における政治・宗教・教育——「内村鑑三不敬事件」と「教育と宗教の衝突」論争を中心に——」(『法政大学教養部紀要』第五八号、一九八六年)^{*59}、帆苅猛「教育と宗教の衝突——明治国家の形成とキリスト教——」(『関東学院大学人文科学研究所報』第二四号、二〇〇一年)^{*60}、繁田真爾「一九〇〇年前後日本における国民道徳論のイデオロギー構造(上)——井上哲次郎と二つの『教育と宗教』論争にみる——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊』第五四輯、二〇〇九年)^{*61}、同「一九〇〇年前後日本における国民道徳論のイデオロギー構造(下)——井上哲次郎と二つの『教育と宗教』論争にみる——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊』第五四輯、二〇〇九年)^{*62}、福島清紀「明治期における政治・宗教・教育」(『富山国際大学現代社会学部紀要』第一巻、二〇〇九年)^{*63}などがある。

以上、本章では教育勅語が下賜された後の明治時代に着目し、第一節で、教育勅語と井上毅の文部大臣期の政策との共通点から、井上が目指していた日本の将来像を明らかにし、第二節で、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論の傾向を指摘した。

*1 長崎大学教育学部編『長崎大学教育学部紀要 教育科学』第五六号、長崎大学教育学部、一九九九年、四七〜六一頁。

同論文はインターネット上に公開。<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/5983/1/KJ00000045666.pdf>

*2 『東京朝日新聞』明治二十三年一月一日付、二面。なお、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、

国民精神文化研究所、一九三九年、四七二〜四七三頁にも所収。以下、『東京朝日新聞』の原文にはルビがあるが、本節

- ではルビを省略し、同資料集を参照して句読点を付けている。
- *3 『東京日日新聞』明治二十三年一月二日付、二面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四七六～四七八頁にも所収。『東京日日新聞』の原文には句読点がないが、本節では同資料集を参照して句読点を付けている。
- *4 北根豊監修『日本』複製版、第六卷、ゆまに書房、一九八八年、明治二十三年一月三日付の一面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四八一～四八三頁にも所収。
- *5 『東京朝日新聞』明治二十三年一月五日付、二面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四八四～四八五頁にも所収。
- *6 藤原正人編『国民之友』複製版、第七卷、明治文献、一九六六年、二四〇頁（第一〇〇号の四二頁）。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四九八頁にも所収。
- *7 郵便報知新聞刊行会編『郵便報知新聞』復刻版、第七〇卷、柏書房、一九九二年、明治二十三年一月一七日付の一面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五一八～五一九頁にも所収。以下、『郵便報知新聞』の原文にはルビがあるが、本節ではルビを省略し、同資料集を参照して句読点を付けている。
- *8 同右、明治二十三年一月一八日付の一面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五二一～五二二頁にも所収。
- *9 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五二二～五二三頁、五二七頁。
- *10 同右、五三〇～五三一頁。
- *11 『東京茗溪会雑誌』復刻版、第一〇卷、現代情報社、第九五号の九頁。この復刻版の出版年は不明である。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五三六頁にも所収。『東京茗溪会雑誌』の原文には句読点がないが、本節では同資料集を参照して句読点を付けている。
- *12 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五四三～五四五頁。同資料集では、評論の著者名は「丸屋錦作」、所収雑誌の

- 出版年月は「二十三年 月不詳」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集 成』第Ⅰ期第一七巻、日本図書センター、一九八七年を参照した。
- *13 久木幸男監修『教育報知』複製版、第一四巻、ゆまに書房、一九八六年、第二七四号の九〜一〇頁。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、五五一〜五五二頁にも所収。
- *14 『東京朝日新聞』明治二四年一〇月三一日付、二面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、五八〇〜五八二頁にも所収。
- *15 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六〇八頁。
- *16 同右、六一四〜六一六頁。
- *17 同右、六一九〜六二〇頁。
- *18 中野光監修『教育公報』復刻版、第二巻、大空社、一九八四年、第二一〇号の三五〜三六頁。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六二七〜六二八頁にも所収。以下、『教育公報』の原文には句読点がないが、本節では同資料集を参照して句読点を付けている。
- *19 同右、第二一一号の四一頁。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六三五頁にも所収。
- *20 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六三七〜六三九頁。同資料集では、評論の題は「教育勅語に就きて」、所収雑誌の出版年月日は「三十一年五月二十五日」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第九〜一〇巻、日本図書センター、一九八六年を参照した。
- *21 同右、六四四〜六四八頁。同資料集では、評論の所収雑誌は『教育時論』の「第五三号」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第三巻、日本図書センター、一九八七年を参照した。
- *22 明治三三年に小学校令が改正され（勅令第三四四号）、その第一八条で、尋常小学校は四年制に統一された（『官報』明

- *23 治三三年八月二〇日付（第五一四〇号）、内閣官報局、二頁）。
- *23 貝塚茂樹監修『教育勅語と「教育と宗教」論争』（「文献資料集成 日本道徳教育論争史」第Ⅰ期第二卷）日本図書センター、二〇一二年、三七一〜三七二頁。同資料集成には、評論の所収雑誌の出版月日が書かれていない。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅱ期第八卷、日本図書センター、一九八九年を参照した。
- *24 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、六五六頁。
- *25 同右、六六三頁。同資料集では、評論の題は「勅語の誦誦と暗写」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第四卷、日本図書センター、一九八七年を参照した。
- *26 同右、六六三〜六六四頁。沢柳政太郎は、前文部次官。
- *27 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三八〇〜三八四頁。同資料集成には、評論の所収雑誌の出版月日が書かれていない。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅱ期第八卷を参照した。
- *28 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、六六七頁。
- *29 ここでの「小学校の六年生」とは、高等小学校の二年生を指していると思われる。明治二三年に小学校令が改正され（勅令第二一五号）、その第八条によれば、尋常小学校は三〜四年制、高等小学校は二〜四年制であった（学校により異なっていた）（『官報』明治二三年一〇月七日付（第二一八三号）、内閣官報局、一頁）。
- *30 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三八五〜三八六頁。同資料集成の目次には、評論の所収雑誌の出版年月は「一九一〇（明治四三）年四月」と書かれている。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第四卷を参照した。
- *31 国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第三卷、国民精神文化研究所、一九三九年、解説の一頁。
- *32 同右、一〇一〇五頁。以下七点の衍義書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開。ただし、重野安禪の『教育勅諭衍義』は、デジタル化資料では『教育勅語衍義』とされている。

- *33 同右、一〇七〜二二六頁。
- *34 同右、二二七〜二九二頁。
- *35 同右、二九三〜三〇八頁。
- *36 同右、三〇九〜三四〇頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』五一〜八〇頁にも所収。
- *37 同右、三四一〜四二五頁。
- *38 同右、四二七〜五七八頁。
- *39 藤原正人編『国民之友』複製版、第七卷、明治文献、一九六六年、二四〇頁（第一〇〇号の四二〜四三頁）。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四九八〜五〇〇頁にも所収。
- *40 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五八七〜五九五頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』二九九〜三〇七頁にも所収。
- *41 同右、五九五〜六〇〇頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三〇七〜三一二頁にも所収。
- *42 同右、六四〇〜六四四頁。同資料集では、評論の所収雑誌の出版年月は「明治三十六年三月」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第二卷、日本図書センター、一九八七年を参照した。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三一四〜三一八頁にも所収。
- *43 日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所編『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第六集、日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所、一九七四年、八三〜一二四頁。
- *44 大倉精神文化研究所編『大倉山論集』第二〇輯、大倉精神文化研究所、一九八六年、一二五〜一五〇頁。
- *45 山住正己『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年、三九六〜四〇七頁。
- *46 関臯作編『井上博士と基督教徒——一名「教育と宗教の衝突」顛末及評論——』複製版、みすず書房、一九八八年。『井

- 上博士と基督教徒』は正・続・収結編に分かれており、正は明治二六年五月、続は同年七月、収結編は同年一〇月に発行された。
- *47 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四五三～四五五頁。
- *48 同右、四七三～四七五頁。同資料集成では、評論の題は「宗教と教育との関係につき井上氏に資す」と書かれている。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第二巻を参照した。
- *49 同右、四七六～四七九頁。
- *50 内村祐之編『内村鑑三全集』第二巻（初期の著作下）、岩波書店、一九三三年、一七七～一八五頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四八〇～四八三頁にも所収。
- *51 井上哲次郎『教育と宗教の衝突』敬業社・文盛堂・哲学書院、一八九三年、一四八～一五八頁。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は82～87コマ。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四六二～四七二頁にも所収されているが、同資料集成には、評論の所収雑誌について書かれていない。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第二巻を参照した。
- *52 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四八四～四九二頁。
- *53 同右、五五九～五七〇頁。
- *54 同右、五七一～五七四頁。
- *55 同右、五七五～五七六頁。
- *56 宮川透・中村雄二郎・古田光編『近代日本思想論争』青木書店、一九六三年、二三四～二六一頁。
- *57 龍谷大学史学会編『龍谷史壇』第六六・六七合刊号、龍谷大学史学会、一九七三年、一七五～一八九頁。
- *58 日本大学教育学会編『教育学雑誌』第一一号、日本大学教育学会、一九七七年、一二～二四頁。同論文はインターネット

ト上に公開。 <http://www.nuedu-db.on.arena.ne.jp/pdf/011/11-r-002.pdf>

*59 法政大学教養部編『法政大学教養部紀要』第五八号（人文科学編）、法政大学教養部、一九八六年、七一～九四頁。

*60 関東学院大学人文科学研究部編『関東学院大学人文科学研究部報』第二四号、関東学院大学人文科学研究部、二〇〇一年、一一八～一三四頁。

*61 早稲田大学大学院文学研究科編『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊（日本語日本文学・演劇映像学・美術史学・日本語日本文化）』第五三輯、早稲田大学大学院文学研究科、二〇〇八年、一八七～一九五頁。同論文はインターネット上に公開。

*62 http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/31907/1/BungakukenkkyukaKiyoNo.3_53_00_013_SHIGETA.pdf
早稲田大学大学院文学研究科編『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊（日本語日本文学・演劇映像学・美術史学・日本語日本文化）』第五四輯、早稲田大学大学院文学研究科、二〇〇九年、一七三～一八四頁。同論文はインターネット上に公開。

*63 http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/32271/1/BungakukenkkyukaKiyo_54_03_Shigeta.pdf
現代社会学部紀要編集委員会編『富山国際大学現代社会学部紀要』第一巻、富山国際大学、二〇〇九年、一七～三五頁。同論文はインターネット上に公開。 <http://www.tuins.ac.jp/library/pdf/2009kokusai-PDF/2009-02fukushimakkiyo.pdf>

終章

ここでは、本論文の目的について確認してから、本論文で明らかにしたことをまとめ、最後に今後の課題を示しておく。

本論文の目的は、教育勅語の成立過程、とりわけ、その草案の推敲過程に焦点を当て、これを明らかにすることによって、起草者らの考えに関する考察を従来の研究よりさらに深めることであった。そして、第一章では勅語の起草の契機と、勅語の成立過程の前半、第二章では成立過程の後半、第三章では勅語が下賜された後の明治時代に着目して、この課題に取り組んだ。

第一章第一節「明治二三年の建議——教育勅語の起草の契機——」では、明治五（一八七二）年から二〇年頃までの徳育事情について確認してから、府県知事一同が明治二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにした。その要因は三つあると考えられる。一つ目は、様々な政治的な意見が特に出されている時期であったこと。二つ目は、急進的な民法典の公布が迫っていたこと。三つ目は、知事のメンバーが前回の会議の時と大きく替わっていたことである。

第一章第二節「中村正直草案の推敲過程」では、右の建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村ら文部省関係者による教育勅語草案（「中村草案」）の推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を九つ示した。

一つ目は、米騒動が教育勅語の成立に与えた影響は、ほとんどなかったと見たことである。

岩本努は、明治二二～二三年にかけての「米騒動の最大のピークとされる時期（明治二三年四～七月―引用者注）と教育勅語の制定作業が佳境に入っている時期とが見事に一致する」ことから、「米騒動を抜きにしては教育勅語の早急な作成はなかった」と論じている^{*1}。

しかし、明治二三年四～七月という時期は、すでに芳川顕正が天皇から箴言編纂の御沙汰を受けた後であり、それに速や

かに従うことは、むしろ当然である。

二つ目は、草案一における修正を、中村によるものと断定しなかったことである。

稲田正次は、草案一には「中村自身によっていくらかの加筆訂正がなされている」と述べている^{*2}。

しかし、「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、草案一の筆跡が中村のものであると断定することはできない。つまり、この草案が中村による原本であるのか、文部省関係者による写しであるのかは明らかでないのである。もし草案一が写しであれば、関係者が写しを作成する際に修正を加えたとも考えられる。

三つ目は、草案一の上欄外の△印は中村、あるいは、この草案を受け取った芳川が、その段落を残すかどうか迷っていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

四つ目は、草案二における修正は、中村が実質的に加えたものであると見たことである。先行研究では、草案二において修正を加えた人物は明記されていない。

草案二の本文は修正後の草案一とかなり異なっており、そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている中村以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。

五つ目は、草案四における修正も、中村が実質的に加えたものであると見たことである。

草案四では、本文を書く際の修正と朱での修正の、二段階の修正がなされている。海後宗臣は、この本文を書く際に修正した人物については明記していないが、朱で修正を加えた人物については、その修正された字句から、「芳川文相又は他の関係者」と見ている^{*3}。

しかし、修正箇所が多いことと、その中に西洋の思想が見られることから、二段階の修正はすべて、もともとの起草者であり、西洋のことに詳しい中村の意見に基づいて書かれたと見られる。

六つ目は、草案六の原本では、中村本人が欄外の文字も本文も朱文字も書いていた、と見たことである。

海後は草案六の原本を、「芳川文相が井上書簡をみて、自から筆をとって」、「自分の見解によって修正を加えたならば、

如何なる形になるかを、自から試みた」ものと推定している*⁴。つまり、海後は、草案六の原本では、芳川が本文も朱文字も（欄外の文字もか）書いていたと見ている。

しかし、もし芳川が草案六を書いたのであれば、「中村正直案」ではなく、「中村正直先生案」や「中村正直氏案」と書かれているはずであるし、『芳川顕正関係文書』の中に草案六の原本や写しが残されていると思われる。また、同じ理由から、他の文部省関係者が草案六を書いたとも思えない。大臣の芳川が中村に対して敬称を付けていたのであれば、他の文部省関係者も彼に敬称を付けていたであろう。

七つ目は、中村は「箴言」ではなく「勅語」として起草していた、と捉えたことである。

海後は、中村草案六一二の「(徳育の大意) 中村正直案」という文字から、中村は「徳育の大意を書きあげたのであって、勅語草案ではなかった」と考えて、芳川も中村も勅語草案ではなく、「徳育の根本となる箴言をつくる」という方針で成文していた」と推測している*⁵。

しかし、中村草案の文章の長さ(一〇〇―一三行野紙で五―七頁)から、中村が「箴言」を書いていたとは思えない。また、芳川や山県有朋らの書簡から*⁶、関係者らは「箴言」と「勅語」を区別していなかったと見られる。中村だけが両者を区別していたというのは不自然である。

八つ目は、「乙案」(本論文での「中村草案五―一」)は「甲案」(同「井上草案五―一」)より早い時期に上奏されたとも考えられると指摘し、井上毅が明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡で批判している「文部ノ立案」は*⁷、遅くとも中村草案五の段階のものであったと見たことである。

海後は、「用紙や浄書されてある形式からみて」、「甲案」と「乙案」が同時に天皇の内覧に供されたと推測して*⁸、「文部ノ立案」を「乙案」より早い段階の中村草案と見ている。

しかし、用紙や浄書されてある形式からでは、「甲案」と「乙案」が同時に上奏されたとは言い切れない。井上が批判した「文部ノ立案」は「乙案」であるとも考えられる。

九つ目は、草案を廃棄された側の芳川の心情に言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

芳川は中村草案を廃棄された後も、上奏対決で負けた相手である井上からの批判を踏まえた形になるように、中村に草案の修正を続けさせていた。芳川は単に今までの努力を無駄にしたくないのではなく、天皇から「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」を受けた一臣民として^{*9}、それをやり遂げようとしたと思われる。また、勅語を起草するという名誉を他人に横取りされたくないという気持ちも、彼にあつたのではないだろうか。

それから、この第一章第二節では、中村草案における修正点の中で、特に政治に関係しているものは六点あると捉えた。そして、これらは三つ——①「自治」についての修正、②「立憲政体ノ下ニ立ツ」についての修正、③「対立」「対峙」「林立」についての修正——に分けられると指摘し、それぞれの背景にも触れた。

第一章第三節「元田永孚草案の推敲過程」では、元田の基本的な思想について確認してから、元田による教育勅語草案（「元田草案」）の推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を七つ示した。

一つ目は、元田は天皇から内密に起草命令を受けていた、と見たことである。

元田が草案を書き始めた経緯は、史料によって明らかにされていない。海後と梅溪昇は、元田は他人から求められたわけではなく、自ら書き始めたと見ている^{*10}。そして、稲田は、元田は井上や「山県から、内密に勅語案の構想について意見を問われ」たか、そのような「場合があることを予想して、自分の構想をまとめるために『教育大旨』案を執筆した」かのどちらかであろうと推測している^{*11}。

しかし、「天皇の側近奉仕者」であつたとはいえず^{*12}、天皇に一言も相談なく自ら起草することなど、元田にできたのであるうか。それに第一、天皇は芳川に「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよ」と命じたのである^{*13}。もし元田が自ら起草したのであれば、彼は天皇の意思に逆らつたということになる。それは考えられない。

二つ目は、元田に起草のきっかけを与えた草案、すなわち、元田草案一の直前に書かれた草案は、他の中村草案ではなく「乙案」（本論文での「中村草案五——」）である、と見る根拠として、草案の題を挙げたことである。

海後は、「文部省からの中村草案が提出されていたので、推測するに元田も文部省立案に対しては井上と同意見で、これでは勅語案とはなり得ないと考え、自から筆をおろして起稿し始めた」と考えている^{*14}。つまり、元田は「乙案」をきつかけにして、言い換えれば、「乙案」に対抗して起草を始めた、と海後は見ている。

しかし、「文部省からの中村草案が提出されていたので」という理由だけでは、元田に起草のきっかけを与えた草案Ⅱ「乙案」、と断定することはできない。他の中村草案であるかもしれない。元田が他の中村草案の内容を関係者から見聞きしていたとしても、不思議ではないからである。

この第一章第三節では、草案の題に着目した。「乙案」以前のの中村草案に題は付けられていないが、元田草案Ⅰには「教育大旨」、中村草案Ⅵには「德育の大旨」と付けられている。元田草案Ⅰの「教育大旨」は、「教学聖旨」・「教学大旨」を起草した元田らしい題である。それに比べて、中村草案Ⅵの「德育の大旨」は、右欄外に本文と違う色（朱）で後から足されたように書かれており、「教育大旨」を模したようにも見られる題である。

それゆえ、「乙案」↓元田草案Ⅰ↓中村草案Ⅵの順に書かれたと考えられる。

三つ目は、元田の修正の背景には、「乙案」の内容への対抗意識と、文部省関係者へのライバル意識がある、と指摘したことがある。

草案Ⅱにおける修正から、元田草案の主題が「皇室尊重・祖宗崇拜・道徳重視」であることがわかる。それに対して、文部省関係者が上奏した「乙案」では、「敬天敬神」が最も重視され、君父より天が上位に置かれている。強い儒教思想を持つ元田は、「乙案」の内容に対抗して起草を始めたと考えられる。

ただし、草案Ⅱで一〇行野紙紙一頁にわたって「皇室尊重・祖宗崇拜・道徳重視」を説くということは、七三歳の元田（翌明治二四年一月に死去）にとつて、非常にエネルギーのいる作業であったと思われる。他にも動機があったと考えられる。それは、自分より先に起草した文部省関係者へのライバル意識である。同節の初めに確認したように、元田はすでに明治一〇年代から教育に強い関心を持っていた。彼は他の誰でもなく、自分の手で勅語を完成させたいという思いが、人一倍強

かったと思われる。

四つ目は、草案二の上欄外の○印は、元田がその段落を残して、他の段落を削除しようとしていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

五つ目は、元田は井上草案を受け取った後で元田草案四を書いた、と見る根拠として、元田草案四―一において「悖ラサルベシ」と書かれた所が、その上から墨で「悖ラス」に改められていることを挙げたことである。

この部分については明治二三年一〇月二四日の裁可直前まで、元田は「悖ラス」、井上は「悖ラサルベシ」とするよう主張しているため、元田が自分から「悖ラサルベシ」と書いたとは考えられない。

六つ目は、元田が明治二三年六月「三十日朝迄」に井上にする返事として書いた草案は^{*15}、草案五ではなく草案四である、と見る根拠として、草案五の前半が残されていないことを挙げたことである。稲田も井上への返事を草案四と見ているが^{*16}、草案五ではないという根拠は示していない。

草案五は六月二九日付の草案四に、少し修正が加えられたものである。そのため、文筆家の元田であれば、「明三十日朝迄」に一日で草案四と草案五を書くことは、可能であったと思われる。

しかし、元田が「明三十日朝迄」にする返事として使ったものは、草案四であったと考えられる。なぜなら、草案五の前半が残されていないからである。元田は多くの文書をこまめに残している人であるため、井上に宛てた草案であれば、それを大事に残していると思われる。

七つ目は、元田と井上の信頼関係について言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

井上は明治二三年六月末に、自分の草案に対する意見を元田に求め^{*17}、その後も二人は書簡を通じて、修正意見をたびたび出し合っている。これらのことから、彼らの間には二五歳の年の差を越えた信頼関係があったと見られる。

元田は儒教に基づいた国教を樹立し、「祭政教学一致」とすべきであると主張していた^{*18}。その一方で、元田は草案一から草案二への修正で、「国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ」という言葉を加えている。すなわち、侍講兼枢密

顧問官であった元田は、政治から一步離れていたため、政教一致を主張していても、政治と教育を混合せずに、基本的には両者を分けて考えていたと思われる。

第二章第一節「井上毅の思想形成」では、井上の青少年期とその後の思想との関連を明らかにした。教育勅語草案などに見られる井上の思想は、彼の青少年期の環境や経験のうち、特に次の五つのが影響していると考えられる。一つ目は、一〇〜一五歳頃に、長岡監物から古文辞学派・水戸学系の教育を受けたこと。二つ目は、一四〜二〇歳頃に、木下鞆村から視野の広い経世済民の教育と、個性尊重教育を受けたこと。三つ目は、二〇〜二三歳頃に、時習館善菴斎というエリート養成機関で学んだこと。四つ目は、二二〜二六歳頃（善菴斎在学中〜遊学中）に、横井小楠と安井息軒からキリスト教排斥論を説かれたこと。五つ目は、三〇〜三一歳頃に、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したことである。

第二章第二〜四節では、井上の教育勅語草案（明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡に添えられた草案）を基とした諸草案（「井上草案」）の推敲過程を明らかにした。第二節「井上毅草案一〜五」では、井上が教育勅語起草した理由について確認してから、「草案一」から「草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）の推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を四つ示した。

一つ目は、法制局野紙に書かれた草案二は、井上が墨で本文を書いて修正を加えたのではなく、同局関係者が代筆したものである、という可能性を示したことである。

海後は、草案二の本文は井上の自筆であり、墨での修正についても、その仕方が無造作であること、また、井上が他の文書にしている修正の仕方と似ていることから、井上の自筆であると見ている^{*19}。

しかし、草案二の本文の筆跡と、井上の自筆と見られている他の文書——三大臣宛の意見書「十四年 進大臣」（明治四年）^{*20}——の筆跡を比べると、全体的には似ているが、同じであると断定しがたい部分もある。

その一方で、草案二は修正後の草案一から大きく改められており、そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている井上以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。そのため、草案二は代筆であるとしても、井上の

意見に基づいて書かれたと見られる。

二つ目は、草案一と草案三―二は内閣で控えとして作られたものである、と見たことである。

稲田は草案三―二について、「この内閣用野紙の筆者は前掲の井上毅の初稿（本論文での「井上草案一」のこと―引用者注）と同じであるので、井上毅の手許でつくられたものではないか」と推測している。^{*21}

しかし、草案一も草案三―二も「井上毅の手許でつくられたもの」であれば、法制局野紙に書かれていたり、その控えが井上その他の文書類と同じ場所（国学院大学）に残されていたりすると思われる。草案一と草案三―二はそうではなく、内閣野紙に書かれており、現在、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川颯正関係文書』の中に残されている。

三つ目は、草案四―一の本文と朱文字は、島田重礼の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見たことである。

これを書いた人物について、海後と稲田の意見が異なっている。海後は筆跡から、元田が本文も朱文字もすべて一人で書いたと考えている。^{*22}

それに対して、稲田は筆跡、朱書きの内容、別案の書き方などから考えて^{*23}、島田が墨で草案四―一の本文を書き、朱で修正と別案を加えたと見ている。

しかし、草案四―一では、朱で「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」の部分が消されているが、「井上草案一」の考察で述べたように、この言葉は孔子の教えに基づいていると見られる。そのため、儒教を重視していた元田が、この言葉を削除するとは思えない。また、草案四―一の本文と朱文字の筆跡は、確かに、「元田草案一」「元田草案二」の筆跡と異なっている。

それから、草案四―一の本文と朱文字、島田参考草案―一の本文の筆跡は、文部省野紙に書かれた草案三―一の筆跡と同じである。すなわち、これらの筆跡は文部省関係者のものであると見られ、この三編は『芳川颯正関係文書』の中に残されている。そして、島田参考草案―一の付箋には、「朱書ハ」島田によると書かれており、同草案の朱文字の筆跡と本文の筆

跡は異なっている。つまり、草案四―一の本文と朱文字の筆跡は、島田のものであるとは言えないのである。

ただし、草案四―一と島田参考草案―一を比べると、本文の筆跡だけでなく、稲田が指摘しているように、別案の書き方や用紙も共通している。それゆえ、草案四―一における朱での修正と別案は、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見られる。おそらく、もともとは島田が自ら朱で修正と別案を加えた草案も存在していたが、それを文部省関係者が写したものの（草案四―一）と、その写し（草案四―二）だけが残されたのであろう。

四つ目は、草案五―三における「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルト久遠ニ」の、「我」の右下と「久」の右横に付けられている朱点は、芳川が「我カ」のままか「我」とするか、「久遠」のままか、「久遠」のままでよいか、迷った跡であると見たことである。

なぜなら、「我カ」は草案五―一と草案五―二で「我」に改められており、「久遠」もその後、草案一三で元田によって「宏遠」に改められているからである。それに対して、海後は、「この朱点が両者に入っている意味はこれを明らかにすることはできない」と述べている。^{*24}

それから、この第二章第二節では、井上草案一―五における修正点の中で、特に政治に関係しているものは四点あると捉えた。そして、これらは三つ――①天皇制に関する修正、②憲法と法に関する修正、③国の在り方に関する修正――に分けられると指摘し、それぞれの背景にも触れた。

第二章第三節「井上毅草案六―一五」では、「草案六」から「草案一五」（複写版の作成）までの推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を八つ示した。

一つ目は、草案九における修正と別案は、徳大寺実則が加えたものであると見たことである。

海後は、草案の修正方法や、元田が草案九における修正をすべて認めて、次の草案一〇以降で使っていることなどから、井上が修正と別案を加えたと考えている。^{*25} それに対して、稲田は、筆跡と明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡の内容から、「元田にきわめて近い別人」が修正と別案を加えたと考えている。^{*26} そして、梅溪は、元田が修正と別案を加えたときに見ているが、その根拠を示していない。^{*27}

元田の草案に修正と別案を加えた、すなわち、元田長老に意見することができたと思える人物は、侍従長の徳大寺である。徳大寺は元田より二〇歳ほど年下であるが、二人は共に宮中関係者であり、元田はその後、一〇月二四日に草案の最終修正意見を徳大寺に伝えている。そのため、二人は草案の文章について意見を言い合える関係にあったと思われる。二つ目は、井上は教育勅語の推敲作業を一度辞退したが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加わることにしたと見たことである。

梅溪は、井上が元田からの協力要請の後で積極的に起草に当たった理由は、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろうと意図したためであった」と考えている^{*28}。

しかし、大日本帝国憲法の前文に、「帝国議会ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」とあり^{*29}、明治一四年からの予定通り^{*30}、間もなく国会が開かれるということは、一年以上も前からわかっていたことである。井上が元田から協力を要請された明治二三年八月下旬の時点で、急に慌てたように、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろう」と考えたとは思えない。

井上は同年七月に養病旅行に出掛けており^{*31}、体調に不安を抱えていたと思われる。そこに、元田が教育勅語の推敲作業に加わるようになったため、井上は元田に作業を任せようとしたが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加わることにしたと考えられる。

三つ目は、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせたため、草案一において国憲国法に関する言葉を消した、と見たことである。

稲田は、「元来彼の初稿には国憲国法のこととはかかげられていなかったし、彼はこのことを必ず勅語の中に入れなければならぬ」とは、考えておらず、寧ろ不要でないかと考えていた」と推察している^{*32}。

しかし、大日本帝国憲法の起草に関わり、憲法を「国ノ生命」と重視し^{*33}、法制局長官であった井上が、国憲国法に関する言葉を彼の初稿に入れていなかったとはいえず、「寧ろ不要でないかと考えていた」とは思えない。その一方で、江木千之

によれば、元田は「斯の如き句は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのである」と主張していた^{*34}。つまり、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせたと考えられる。

四つ目は、元田が草案一二を漢文で書いた理由を二つ示したことである。一つは、送りがななどの細かい点は井上に任せるともりであったから。もう一つは、漢文としても美しい文章にしたかったからである。

五つ目は、元田は「推敲過程まとめ草案」の下書き一を九月五日以降に書いた、と見たことである。

梅溪は明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡から、「事実八月末以降、この『勅諭文原稿』（本論文での「下書き一」の本文のこと―引用者注）を原文として（本論文での「井上草案六」以降の―引用者注）修正が進められていくのである」と捉えている^{*35}。確かに、下書き一の本文（『勅諭文原稿』の上欄外の注を除いた部分）の内容は、草案五―一と同じであり、「八月末」には作られていたと考えられる。

しかし、下書き一自体は、「八月末」にはまだ書かれていない。下書き一の上欄外の注の最後に「拳々云々ニ脩正ス」と書かれているため、下書き一は草案一三の修正後に書かれたものである。そして、草案一四は草案一三が漢文にされたものであり、草案一三の浄書のようなものである。そのため、「井上草案一三」↓「井上草案一四」↓「下書き一」の順に、原本が作成されたと見られる。草案一四（原本）が九月五日付の井上宛元田書簡に添えられたものであると考えられるため、下書き一（原本）は九月五日以降に書かれたものである。すなわち、草案六以降の修正は下書き一（『勅諭文原稿』）ではなく、草案五―一を原文として進められたのである。

六つ目は、元田は任務や責任のためだけでなく、文書の整理にきちんとした性格であったため、「推敲過程まとめ草案」の下書き一（原本）と浄書―一を書いたと見たことである。

海後は、元田には修正の結果を天皇に奏上するという任務や責任があったため、彼は下書き一と浄書―一を書いたと考えている^{*36}。

しかし、元田がこれらの草案を書いた理由は、それだけではないだろう。彼にはもっと簡単に、修正の結果（草案一三）

だけを天皇の内覧に供して、その報告を終わりにすることもできたはずである。元田がそのようにせずに、草案五から草案一三までの推敲過程を詳細にまとめた背景には、彼が文書の整理にきちんとした人であったということがあると思われる。

七つ目は、元田は草案の行と行の間に推敲過程を書き込むことにしたため、「推敲過程まとめ草案」の下書き二を作ったと見たことである。先行研究では、下書き二が作られた理由は触れられていない。

下書き一において、元田は注で推敲過程を説明しているが、それでは読みにくいと感じたのであろう。下書き二は、彼が推敲過程をわかりやすく書き示そうと考えた末に生み出されたものなのである。

八つ目は、芳川が草案一五において「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、山県の存在もあつたと見たことである。

稲田は右の背景として、進歩主義者らによる騒動があつたと指摘している^{*37}。

この第二章第三節では、もう一つ、山県の存在もあつたと考えた。自由民権運動が行われていた明治二三年当時、山県は藩閥政府のリーダーであり、芳川はその一員であつた。そして、二人とも「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」が、以前の草案に入っていた言葉であるということを知っていた^{*38}。つまり、芳川は藩閥政府を維持し、民権運動や進歩主義者らを合法的に鎮めるため、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び草案に入れて、これを国民にしっかりと教え込むことを山県と合意し、その上で、この言葉の復活を主張していたと考えられる。バックに山県がいたため、芳川はより強くこれを主張することができたと思われる。

それから、同節では、井上草案六〇一五において、特に政治に関係し、修正を重ねられた部分が二か所あると指摘した。それは、国憲国法に関する言葉と、義勇に関する言葉の所である。元田や井上らは義勇に関する言葉の所に、特に力を入れて推敲していた。その背景には、軍の整備を進める清国や、朝鮮や対馬を狙うロシアが存在していたこと、さらに、世界各地で運河や鉄道の開発が進み、ヨーロッパ諸国の軍隊が日本に近づきやすくなっていたことがあると考えられる^{*39}。

第二章第四節「教育勅語の完成と下賜」では、「草案一六」から「草案二〇」（草案の完成）までの推敲過程と、井上の役

割を明らかにし、最後に教育勅語の下賜方法の決定について確認した。同節では、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を一一点示した。

一つ目は、文部省参考草案の下書きの中央下欄外に書かれている「先」という文字は、芳川がこの史料を整理する際に、この草案は同草案の浄書より先に書かれた、という意味で付けた印であると見たことである。先行研究では、この文字の意味は触れられていない。

二つ目は、文部省参考草案の下書きを、中村正直が書いたものと断定しなかったことである。

稲田は、この下書きについて、「前出の六月芳川へ提出したと見られる中村正直案（本論文での「中村草案一」のこと―引用者注）も同じように無銘の罫紙を使い、筆蹟も全く同じであり、両者共中村の自筆であることは疑いない」と見ている。^{*40} 確かに、参考草案の下書きと中村草案一の筆蹟はよく似ている。

しかし、第一章第二節で「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、これらの筆蹟が中村のものであると断定することはできない。参考草案は文部省罫紙に浄書されているため、同節では、文部省関係者が参考草案の下書きと浄書を作成したと考えた。

三つ目は、島田参考草案一―の本文は、文部省関係者が書いたものである、と見たことである。

稲田は、「朱書だけでなく本文（原案）の浄書（墨書きの本文のこと―引用者注）も前出の八月上旬頃の無罫白紙の勅語（本論文での「井上草案四―」のこと―引用者注）の本文（原案）と筆蹟が似ており、やはり島田重礼ではないか」と推定している。^{*41}

しかし、同章第二節の「井上草案四」の考察で述べたように、参考草案一―の本文の筆蹟は、草案四―の本文と朱文字だけでなく、井上草案三―（草案二の浄書）の筆蹟とも同じであると見られ、この三編は『芳川顕正関係文書』の中に残されている。そのため、同節では、文部省関係者が島田参考草案一―の本文を書いたと考えた。

四つ目は、「文部省参考草案」↓「島田参考草案」の順に書かれた、と見たことである。

海後と稲田は、「島田参考草案」↓「文部省参考草案」の順に考察している^{*42}。

しかし、草案が作成された順番は、その逆である。なぜなら、「国体ノ精華」という言葉は草案一五以前にはなく、文部省参考草案において初めて入れられた言葉であるが、島田参考草案一ではこの言葉が本文に書かれ、その上から朱で「自然ノ国体」や「国固有ノ美風」になるように書き加えられているからである。

五つ目は、草案一七は、芳川が井上との相談に使うために用意したものである、と見たことである。

海後は、草案一七は「元田の内意を得てから上奏された」と見ている^{*43}。

それに対して、稲田は、「九月の元田の奉答修正案（本論文での「推敲過程まとめ草案」の「浄書一」のこと―引用者注）が文部大臣に下付されてから、十月下旬まで文部または内閣から天皇へは上奏しなかったのではないか」と見ている^{*44}。

草案一七が実際に上奏されたかは明らかでない。また、今回、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の中に、草案一六―三を確認することができなかつたため、元田と草案一七の関係も明らかでない。

その一方で、芳川は明治二三年一〇月二二日付の井上宛書簡で、裁可直前に井上と「勅語案」について相談していたことを述べている^{*45}。芳川は、複写草案の上から修正を加えたものでは、井上と相談する際に読みにくいだろうと考えたと思われる。

六つ目は、草案一九―一は、芳川ら文部省関係者が作成したものである、と見たことである。

海後は、草案一九―一は内閣で作成されたと見ている^{*46}。

しかし、草案一九―一と草案一八における修正の内容が同じであるため、同節では、芳川ら文部省関係者が草案一八に引き続き、草案一九―一を作成したと考えた。

七つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡の追伸に、「別紙は御返却可被下、廿四日中二御返答御待申候也」と書いているが^{*47}、この「別紙」は「悖ラス出処文書」のことであると見たことである。先行研究では、「別紙」のことは触れられていない。

元田は「別紙」を後で徳大寺に渡すつもりであったため、井上に返却を頼んだと思われる。

八つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡を一旦出したが、井上に渡せなかったと見たことである。

稲田は、「十月二十二日の元田の井上宛書簡は翌二十三日朝使を出して井上の許に届けようとしたが、彼は葉山別邸に行っており、便もなく、二十四日の朝まで井上の返事を得る望みもなくなったので、結局その書簡は出さずじまいに終わったのであった」と述べている^{*48}。だが、この書き方では、稲田が、元田は二三日の朝に井上の所へ使いを出したが書簡を渡せなかったと見ているのか、使いを出そうとしたがやめたと見ているのか、はつきりしない。

同節では、元田は使いを出したと考えた。その理由は二つある。一つは、元田が「悖ラス」に改めることを、二二日付書簡の本文だけでなく追伸にも書き、井上に強く同意を求めているからである。そのような書簡を「出さずじまい」にしたとは思えない。もう一つは、元田が一〇月二四日付の井上宛書簡で、「今朝迄之御往反も成不申候」、すなわち、今朝までに返事がないと述べているからである。元田は二二日付の書簡を「出さずじまい」にしたのではなく、出したけれど井上に渡せなかったため、その書簡が元田の手元に残されたと思われる。

九つ目は、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」と「井上草案一四」をセットにして、徳大寺に渡したと見たことである。

海後は、元田は「悖ラス出処文書」を「内閣に提出しているのであって、これは公文書に附されて残っている」と述べ、『公文類聚』第一四編第二巻を挙げている^{*49}。だが、今回、同巻の中に「悖ラス出処文書」を確認することはできなかった。

それに対して、稲田は、元田は「割注付き完成文書」だけでなく、それに「悖ラス出処文書」を付けて天皇に奉呈したと見ている^{*50}。

しかし、同節では、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」、さらに「井上草案一四」をセットにして、一〇月二四日の朝に徳大寺に渡したと考えた。なぜなら、現在、この三種類の文書の写しが、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の中に連続して、同じ原稿用紙に書かれて残されているからであ

る。この写しが作られた当時、三種類の文書の原本はセットになっていたと思われる。

一〇点目は、草案の推敲過程における井上の役割（果たしたことは、二つあると見たことである。

一つは、教育勅語を簡潔なものにし、そのインパクトを強めたことである。井上草案一〇行罫紙三頁であり、最終的に教育勅語は一〇行罫紙二頁、三一五文字にまとめられた。これは中村草案や元田草案、あるいは他の詔勅と比べて短いものである。もし井上が起草に関わっていなければ、教育勅語はこのような簡潔な文章になっていなかったと思われる。

井上が簡潔でインパクトの強い教育勅語を作ろうとした理由については、次の第三章第一節で考察した。

もう一つの井上の役割は、教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったことである。井上がそのようにした理由は、第二章第二節の初め（井上が教育勅語を起草した理由）に述べたように、教育勅語をきっかけにして、宗教的な様々な混乱や争いが生じることを避けるためであった。

先行研究では全体的に、井上の役割は、教育勅語が宗教的に偏ったものになることを防いだことであると見られている。例えば、ヨゼフ・ピタウは、「井上毅は、道徳的・宗教的原理の押しつけを防止するのに指導的な役割を果たし」、教育勅語は「儒学も西欧思想も何ら感じられず、すべての人に納得のいくものであった」と評価している^{*51}。また、稲田は、井上は教育勅語草案において、「元田の儒教主義へのかたよりを抑制した」と見ている^{*52}。そして、中島昭三は、「勅語が論争の焦点となること」を防いだところに、「井上が登場する意味があった」と述べている^{*53}。あるいは、梅溪は、井上は『教育勅語』の性格を『頗る普遍性豊か』なものとして評せられるまでに粉飾することに成功した」と指摘している^{*54}。確かに、井上は勅語草案で「五倫」「三徳」などの儒教的な言葉を使っていないため、「儒教主義へのかたより」を少し抑えることはできたと見られる。

しかし、井上が五倫・三徳を草案の中心に書いていることは明らかである。そして、明治二四年一月、キリスト教徒の内村鑑三が、「勅語にそえられた天皇の署名」への拝礼を拒否し^{*55}、それに対して、明治二五〇二六年、井上哲次郎がキリスト教を国体に反するものとして批判した。すると、今度は井上哲次郎の意見に対して、あるいは、教育と宗教の関係について、

様々な人々が論説を書いた^{*56}。結局、井上毅は、教育勅語が「道徳的、宗教的原理の押しつけ」や「論争の焦点となること」を防ぎきれなかったのである。

一 一点目は、天皇が宮中での下賜を選んだ背景には、元田の意志があつたと見たことである。

芳川が明治二三年一〇月二日夜付の井上宛書簡で、天皇は高等師範学校へ「御下賜可相成御臨幸之儀ハ不被為好」と述べていることから^{*57}、海後は、「発布の方法は既に十月二十二日には天皇の意向によって決定していたことは明らかである」（傍点引用者）と指摘している^{*58}。

あるいは、稲田は、一〇月二四日の再上奏の際に、天皇は、「徳教に関する勅語は、全国の国民に賜わるものであるのに、高等師範学校に臨幸の上下賜となれば、その学校の生徒に特に賜わつたというようにもとられて勅語としての權威をおとすことになるかもしれない」と懸念されていたのであろう^{*59}、と推測している。

しかし、芳川が右の二二日夜付の書簡で、「於宮中御下賜之事ハ元田モ、同論ナリト之御話有之候哉ニ承リ申候」と述べているように、天皇の近くには、かねてから国教の樹立を主張している元田がいた^{*60}。教育勅語を、法律や勅令を出す時と同じ方法で下賜する、すなわち、政治的な命令と同格のものとして扱うという「天皇の意向」の背景には、元田の強い意志があつたと考えられる。

第三章第一節「井上毅が目指した日本の将来——教育勅語と教育政策の共通点から——」では、教育勅語と井上の文部大臣期（明治二六年三月七日〜明治二七年八月二九日）の政策との共通点を探り、そこから彼が目指していた日本の将来像を明らかにした。

同節では、教育勅語と井上の政策との共通点として、次の四つを示した。一つ目は教育の普及、二つ目は国体の重視、三つ目は実業教育の重視、四つ目は健康の重視である。それらから、井上は第一に、日本を独立した富強国にすること、第二に、皇室を軸として人心を統一し、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させることを目指していた、ということが明らかになった。

第三章第二節「教育勅語についての評論」では、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論には、次のような傾向があることを指摘した。

一 児童・生徒だけでなく、すべての国民が勅語を心にとどめて、その趣旨を実践しなければならない、という記述が貫徹して見られる。

二 明治二五年頃までに書かれた評論には、勅語の意義についての記述が多く、勅語の効果を出す方法の考究や、徳育と知育の両方の尊重を促す記述もいくつかある。ただし、勅語の目新しさについては見方が分かれている。

三 明治二〇年代後半以降に書かれた評論には、勅語の効果を出す方法を模索している記述が多い。勅語の効果が見られた事例もいくつか挙げられているが、それが見られない現状への不満についての記述が目立つ。

それから、同節では、教育勅語の衍義についての評論と、教育と宗教の関係についての評論にも触れた。

最後に、今後の課題を示しておきたい。本論文で触れなかった、教育勅語に関わる重要なテーマはいくつかある。例えば、教育勅語と軍人勅諭の関係や、教育勅語と大日本帝国憲法の関係である。これらについては、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）で述べられており、特に憲法との関係については、高柳雅子「教育勅語渙発の政治的背景」（『史論』第三集、一九五五年）^{*61}、小林昭三「教育勅語における考え方——起草者の意図と憲法史的意味——」（『早稲田政治経済学雑誌』第二六四号、一九八〇年）^{*62}、野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房、一九九四年）、家永三郎「教育勅語」（家永三郎『家永三郎集』第三卷、岩波書店、一九九八年）などでも考察されている^{*63}。だが、まだ解明されていない部分が残されているかもしれない。

他にも重要なテーマとして、教育勅語が果たした役割、徳育と実学の両立、皇室の政治利用、そして、第三章第二節で触れた、教育と宗教の関係などが考えられる。これらのテーマが今後の課題である。

- *1 岩本努『教育勅語の研究』民衆社、二〇〇一年、二五〇～二六頁。
- *2 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一七七頁。
- *3 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、一八〇頁。
- *4 同右、一八七頁。
- *5 同右、一八四頁。
- *6 明治二三年一〇月二二日付、同日夜付、同月二三日付、同月二四日付の井上毅宛芳川顕正書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二九三～二九五頁）。明治二三年七月二三日付、九月二三日付、同月二九日付の井上宛山県有朋書簡（同右、二六〇頁）。
- *7 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二二二頁。
- *8 前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁。
- *9 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一九三九年、四五六頁）。
- *10 前掲『教育勅語成立史の研究』二四九頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、七二頁。
- *11 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九二～一九三頁。
- *12 前掲『教育勅語成立史の研究』二一六頁、二四九頁。
- *13 前掲、芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四五六頁）。
- *14 前掲『教育勅語成立史の研究』二一五頁。
- *15 明治二三年六月二九日付の井上宛元田永孚書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第五、二一九～二二〇頁）。

- *16 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一三～二一五頁。
- *17 明治二三年六月二八日付の元田宛井上書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇二頁）。
- *18 元田永孚「教育議附議」（海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、一四二～一四三頁）。
- *19 前掲『教育勅語成立史の研究』二五五～二五六頁、二五九～二六〇頁。
- *20 井上毅「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」（国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号10、文書番号A-386）。この文書は井上の自筆であると見られている（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年、二五一頁）。
- *21 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二一頁。
- *22 前掲『教育勅語成立史の研究』二六七頁。
- *23 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三～二二四頁。
- *24 前掲『教育勅語成立史の研究』二七〇頁。
- *25 同右、二八五頁。
- *26 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一～二三二頁。
- *27 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八八頁、九二～九三頁。
- *28 同右、一五七～一五八頁。
- *29 国立公文書館所蔵「大日本帝国憲法」（請求番号 御 00284100）。
- *30 同右。国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」（請求番号 附 A00304115）。
- *31 第二章第二節の「井上草案二」を参照。

- *32 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三五頁。
- *33 井上毅「立憲施政意見」(前掲『井上毅伝』史料篇第二、八四頁)。
- *34 江木千之「教育勅語の渙発」(前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四六五頁)。
- *35 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』八四頁。
- *36 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇一頁、三〇六頁。
- *37 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四九頁、二八一〜二八三頁。
- *38 本論文第二章第二節の「井上草案二」を参照。「常二」は「井上草案四」において加えられた。
- *39 井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」(前掲『井上毅伝』史料篇第五、四四九〜四五一頁)。本論文第一章第一節の最後、第三章第一節を参照。
- *40 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五六頁。
- *41 同右、二五四頁。
- *42 前掲『教育勅語成立史の研究』三一四〜三一七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四〜二五七頁。
- *43 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二頁。
- *44 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八〇頁。
- *45 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九三頁。
- *46 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三頁。
- *47 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二四頁。
- *48 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七七頁。
- *49 前掲『教育勅語成立史の研究』三二六〜三二七頁。

- *51 *50 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九〜二八〇頁。
ヨゼフ・ピタウ（内田文昭訳）『日本立憲国家の成立——明治初期政治思想に関する一考察——』時事通信社、一九六七年、二七七〜二七八頁。
- *52 前掲『教育勅語成立過程の研究』二九四頁。
- *53 中島昭三「井上毅と教育勅語の制定」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、五〇二頁）。
- *54 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一五三頁。
- *55 一八九一年三月六日付のベル宛内村鑑三書簡（山住正己校注『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年、三八六頁）。
- *56 本論文第三章第二節を参照。
- *57 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九四頁。
- *58 前掲『教育勅語成立史の研究』三六四頁。
- *59 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八六頁。
- *60 本論文第一章第三節の初め（元田の基本的な思想）を参照。
- *61 東京女子大学歴史学研究室編『史論』第三集、東京女子大学学会歴史学部会、一九五五年、一八四〜一九五頁。
- *62 早稲田大学政治経済学会編『早稲田政治経済学雑誌』第二六四号、早稲田大学政治経済学会、一九八〇年、八八〜一一二頁。
- *63 家永三郎『家永三郎集』第三卷（道德思想史論）、岩波書店、一九九八年、三一三〜三一六頁。

付録 (一) 教育勅語草案一覽

<p>本論文での 草案番号 (明治三十三年の 日付、タイトル、 欄外の文字など)</p>	<p>中村草案一</p>	<p>中村草案二</p>
<p>草案の用紙</p>	<p>一二行罫紙 六頁</p>	<p>文部省の 一三行罫紙 五頁</p>
<p>草案の所蔵場所・ 収録文書 (資料番号など) 二〇二二年現在</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (5)</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (2)</p>
<p>先行研究での草案名(上段)、当時の所蔵場所・図版番号など(下段)</p> <p>※：草案の一部分のみの図版 ▲：草案の一部分や欄外の文字が欠けている図版</p>	<p>海後宗臣 『教育勅語成立史の研究』 一九六五年</p>	<p>中村草案一</p>
	<p>稲田正次 『教育勅語成立過程の研究』 一九七一年</p>	<p>中村草案二</p>
	<p>梅溪昇 『教育勅語成立史』 二〇〇〇年</p>	<p>「芳川文書」 図版二一</p>
	<p>記載なし</p>	<p>第一案 芳川三光所蔵 「芳川文書」 ※巻末図版七五 〜七六</p>
<p>記載なし</p>	<p>第二案 「芳川顕正文書」</p>	<p>記載なし</p>

中村草案五―二	中村草案五―一 〔乙案〕 〔第二一〕	中村草案四	中村草案三
文部省の 一〇行野紙 七頁	文部省の 一〇行野紙 七頁	文部省の 一〇行野紙 七頁	文部省の 一三行野紙 五頁
国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (7)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (6)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (3)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (4)
中村草案六	中村草案五	中村草案四	中村草案三
芳川三光所蔵 「芳川文書」 ※図版二二ノ二	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二二	「芳川文書」	「芳川文書」
「此案廃棄単 ニ御参考ニ供 ス」案	乙案	第四案	第三案
芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 ※卷末図版七七	芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 ※卷末図版七八	「芳川顕正文 書」	「芳川顕正文 書」
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし

<p>中村草案六一一 （「徳育の大 旨」）</p>	<p>一二行罫紙 六頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 （二冊目の徳教資料）</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>徳教資料一 （中村正直案 「徳育の大 旨」） 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料（文 部省文書）」 ▲図版二の図一 六</p>
<p>中村草案六一二 （「徳育の大 旨」）</p>	<p>一二行罫紙 六頁</p>	<p>不明</p>	<p>中村草案七 文部省旧蔵 『徳教資料』 図版二三</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>中村草案七 （「徳育の大旨」 「第一案」）</p>	<p>一〇行罫紙 六頁</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 （一）</p>	<p>中村草案八 芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二四</p>	<p>「徳育の大 旨」案 「芳川顕正文 書」</p>	<p>記載なし</p>
<p>元田草案一 （六月一七日、 「教育大旨」）</p>	<p>貴春の 一〇行罫紙 一〇頁 （巻紙状に 加工）</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 （110—36）</p>	<p>元田草案一 元田竹彦所蔵 「元田文書」 図版二五</p>	<p>「教育大旨」 原案乃至修正 案 元田竹彦所蔵 「元田永孚文 書」 ※巻頭図版三二 〜三三</p>	<p>教育大旨 記載なし</p>

<p>元田草案二 （「教育大旨」）</p>	<p>貴春の 一〇行野紙 一一頁 （巻紙状に 加工）</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 （110—37）</p>	<p>元田草案二 元田竹彦所蔵 「元田文書」 図版二六</p>	<p>「教育大旨」 最終稿 ----- 「元田永孚文 書」</p>	<p>記載なし</p>
<p>元田草案三 （「教育大旨」）</p>	<p>不明</p>	<p>不明</p>	<p>元田草案三 ----- 「元田文書」中 の『仁寿山房草 稿』中に旧蔵</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>元田草案四一 （六月一九日）</p>	<p>無野紙 三頁</p>	<p>宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 （八番目の草案）</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>元田草案四一二 （六月一九日）</p>	<p>無野紙 三頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 （二冊目の教育勅諭草 案）</p>	<p>元田草案四 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」中 の『教育勅諭草 案』 図版二七</p>	<p>記載なし</p>	<p>元田起草の 「第二案」 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図八</p>

元田草案五―二	元田草案五―一	元田草案四―四 (六月二十九日)	元田草案四―三 (六月二十九日)
無罫紙 二頁	無罫紙 二頁	宮内省罫紙	一二行罫紙 三頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (九番目の草案)	不明	国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)
元田草案五 ----- 「元田文書」中 の『教育勅諭草 案』として旧蔵	記載なし	記載なし	記載なし
?	?	元田の初稿修 正案 ----- 「元田永孚文 書」	記載なし
元田起草の 「第二案」 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図八	記載なし	記載なし	記載なし

元田草案六―二	元田草案六―一	元田草案五―四？	元田草案五―三
無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	稲田が草案の用紙について記していないため、右の三編のどれかを指しているのか、別の場所にある草案を指しているのか不明（稲田、二二三頁）。	一〇行罫紙 二頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 （二冊目の教育勅諭草 案）	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 （七番目の草案）		国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 （110―38）
元田草案六 ----- 「元田文書」中 の『教育勅諭草 案』として旧蔵	記載なし	？	記載なし
記載なし	記載なし	「仁ハ」以下 の元田自筆の 修正別案 ----- 「元田永孚文 書」	？
元田起草の 「第三案」 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図七	記載なし	？	記載なし

井上草案二	井上草案一	元田草案六一四	元田草案六一三
法制局の 一〇行野紙 三頁	内閣の 一〇行野紙 三頁	宮内省野紙	一〇行野紙 三頁
国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (12)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (16)	不明	国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永字関係文書』 (110-38)
井上草案一	草案一修正別 案		
芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二八	「芳川文書」	記載なし	記載なし
井上の次稿	井上の初稿	元田の初稿再 修正案	
芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版三八、 四〇	芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版三四、 三六	「元田永字文書」	記載なし
初稿勅語草案			
国会図書館憲政資料室所蔵 「芳川顕正関係文書」 図版四の図三〇	記載なし	記載なし	記載なし

井上草案四―二	井上草案四―一	井上草案三―二	井上草案三―一
二頁 一二行罫紙	二頁 無罫紙	三頁 内閣の 一〇行罫紙	二頁 文部省の 一三行罫紙
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (11)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (10)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (20)
井上草案三	井上草案三	井上草案二	井上草案二
文部省所蔵 「文部省文書」	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二九	「芳川文書」	「芳川文書」
記載なし	井上の次稿の 加筆修正案 芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 卷末図版七九 八〇	井上の次稿の 浄写 「芳川顕正文 書」	井上の次稿の 浄写 「芳川顕正文 書」
徳教資料二 ○ ▲図版二の図二	文部省による 勅語草案の修 正 「芳川顕正関係 文書」 図版四の図三一	記載なし	記載なし

井上草案五―三	井上草案五―二 （「第三」）	井上草案五―一 （「甲案」）	井上草案四―三
二行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 三頁	文部省の 一〇行野紙 三頁	不明
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 （二冊目の徳教資料）	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 （22）	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 （21）	不明
井上草案四	井上草案四	井上草案四	井上草案三
「文部省文書」	「芳川文書」	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版三〇	「元田文書」と して旧蔵
記載なし	文部上奏案 （第三） 「芳川顕正文書」	文部上奏案 （甲案） 芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版四一〜 四三	この草案は存在しないと指摘
徳教資料参	記載なし	記載なし	記載なし
早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料（文 部省文書）」 ▲図版二の図一 八			

井上草案六一三	井上草案六一二	井上草案六一一	井上草案六一四
一〇行罫紙 二頁	無罫紙 二頁	無罫紙 二頁	不明
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110-38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (六番目の草案)	不明
記載なし	井上草案五 ----- 「元田文書」	記載なし	井上草案四 ----- 「元田文書」
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 一) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図六	記載なし	記載なし

井上草案七―三	井上草案七―二	井上草案七―一	井上草案六―四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	宮内省罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (五番目の草案)	不明
記載なし	井上草案六 ----- 「元田文書」	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田自筆の文 部上奏案の最 初の修正試案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 二) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図五	記載なし	記載なし

井上草案八一三	井上草案八一二	井上草案八一	井上草案七一四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	宮内省罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110-38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二番目の草案)	不明
記載なし	井上草案七 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三一	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田自筆の文 部上奏案の第 二の修正試案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 三) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図二	記載なし	記載なし

井上草案九―三	井上草案九―二	井上草案九―一	井上草案八―四
一〇行罫紙 四頁	無罫紙 四頁	無罫紙 四頁	五樂園罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (三番目の草案)	不明
記載なし	井上草案八 ----- 「元田文書」	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田自筆の第 三の修正試案 ----- 書「元田永孚文
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 四) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図三	記載なし	記載なし

井上草案一〇―三	井上草案一〇―二	井上草案一〇―一	井上草案九―四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	五樂園罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二一番目の草案)	不明
記載なし	井上草案九 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 図版三二	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	前掲のものに 次ぐ元田自筆 の修正試案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	八月二十六日 元田別紙修正 案 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図一〇	記載なし	記載なし

井上草案一―三	井上草案一―二	井上草案一―一	井上草案一〇―四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	五樂園罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二〇番目の草案)	不明
記載なし	井上草案十 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三三	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田の上奏案 修正案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	八月二十八日 井上再修正案 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図九	記載なし	記載なし

井上草案一三一二	井上草案一三一—一	井上草案一二	井上草案一一—四
無罫紙 六頁	無罫紙 六頁	巻紙	法制局罫紙
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (一二番目の草案)	国立国会図書館憲政資 料室所蔵 『元田永孚関係文書』 (97)	不明
井上草案十二 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三五	記載なし	井上草案十一 ----- 元田竹彦所蔵 「元田文書」 図版三四	記載なし
記載なし	記載なし	元田の漢文体 の上奏案再修 正案の原本 ----- 元田竹彦所蔵 「元田永孚文 書」 巻頭図版五〇	元田の上奏案 修正案に対す る井上の修正 意見 ----- 記載なし
八月三十一日 元田再修正案 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 ▲図版一の図一	記載なし	元田別紙漢文 案草稿 ----- 国立国会図書館 憲政資料室所蔵 『元田永孚関係 文書』 図版一の図一二	記載なし